

金勝山淨嚴房隆堯法印『称名念仏奇特集』の解題と翻刻

湯谷 祐三

一

近江金勝山(こんげやま・滋賀県栗太郡栗東町に所在し標高約六百メートル)は、大津田上山より続く連峰の一角を成し、草津・守山・野洲を遙かに遠望する景勝地である。その山容は巨岩累々とした巨大な岩山である。『続日本後記』天長十年(八三三)九月八日条には「以在近江国栗太郡金勝山大菩提寺、預定額寺」とあり、大菩提寺なる寺の存在が知られる。この一帯は東大寺の造営にあたり、田上山や石山寺の付近からその用材を調達したことから、東大寺別当良弁にまつわる説話伝承も存在している。嘉吉元年の奥書をもつ『興福寺官務調疏』によれば、金勝山を中心に多くの寺院が分布しており、典型的な地方顕密寺院である。室町中期、この金勝山に草庵を構えたのが天台僧出身で念仏信仰を鼓吹した隆堯法印であった。管見に入った隆堯の伝記には次のものがある。

『称名念仏奇特集』(慶安四年(一六五二)刊)跋文

『東国高僧伝』卷十(貞享五年(一六八八)刊、大日本仏教全書所収)

『緇白往生伝』第一(元禄元年(一六八八)序、続浄土宗全書所収)

『本朝高僧伝』卷第十八(宝永四年(一七〇七)跋、大日本仏教全書所収)

『称名念仏奇特現証集』(正徳元年(一七一二)刊)

『浄土本朝高僧伝』第四(正徳三年(一七二三)刊、浄土宗全書所収)

『浄土伝灯総系譜』卷上(享保二年(一七二七)刊、浄土宗全書所収)

『近江金勝山阿弥陀寺三僧略伝』(寛政六年(一七九四)跋・刊、浄土宗全書所収)

これらの資料のうち、最も古い慶安四年版『称名念仏奇特集』の跋文と、最も広瀬な『近江金勝山阿弥陀寺三僧略伝』(『湖東三僧伝』ともいふ)を次に示す。他の伝記は右の二書の内を出ない。

右奇特集者、江州淨嚴坊開山隆堯法印之集作也。彼法印者、淨教西方之先達、末代之明師也。生者、栗本郡河辺郷大蓮坊息。応安三歳正月二十五日誕生、永和四年九歳攀登叡峯、初習俗典、修練兼頭密。依之十乘三諦之月觀念送秋、百界千如花薰修、積歲大師御本意分明、欲行之、雖凝定水、識浪頻動、雖觀心月、妄雲猶覆。法者雖甚深、吾機難及、徒疲仮名修学、尚不得出離要道、機教相応、凡慮難明、近対根本中堂本尊、遠詣枝末諸寺靈場、求往生直路、特運歩於石山寺靈場、三十三ヶ月之間、祈道心処、応永十一甲申五月五日午剋、親觀音僧形之体、香御衣著微音、汝所求早為成就物有示現在。則三十六歳本山遁世、栗本郡金勝寺之谷草庵結、一向專修之勤外、更無余行、仍以自修去行、兼為化他要術。于時貴賤拳傾礼敬之頭、催尊重志。就中經論祖釈之中、元祖法然上人之御法語之抽簡要記一卷抄、号念仏安心大要拔書。彼抄所拠義理甚深也。是則末世凡夫行狀、專表下根往生実機者哉。庶幾百世万代克称名念仏赴易行別火宅矣。届西刹焉。念仏安心大要形木智恩院在之。宝徳元年己巳十二月十二日隆堯法印八十一歳遷化。可貴可敬者也。

此書者当寺之雖為什物、連々依有懇望令書写授畢、誠為衆生利益也而已。安土金勝山淨嚴院第十一世深誉文廊。(慶安四年版)称名念仏奇特現証集』跋文、訓点は省略)

開山淨嚴房隆堯法印は当国栗田郡河辺佐々木義成が嫡男なり。母藤氏夢に蓮華一莖を得ると見て、身ただならず月みちて応安二年庚戌正月二十五日誕生し給へり。おさなきより京の舅氏に外典を学びたまへるに一聞千悟なりける。一日初冠の礼をととのへ、隆頼と名づけたてまつる。ここにさるべき縁しや、をはしましけん、永和三年の春、叡山に登りて、剃染し給ひしに、遂に薰修功つもりて、法印大和尚位にすすみ給へり。しかるにもとより名利をいとひ、交衆をうとみ、ただ思ひを一代の聖教に潜め、意を十乘の妙觀に凝したまふに、いかんせん難解難入にして、修証たやすからざることを、かかる機にいかがして生死をはなるべからんとて、満山の諸尊はさらなり、国界の靈場に普く祈りたまへり。中にもことに石山寺にあゆみをはこびたまひしが、その三十三箇月なりける応永十一年六月午の時、宝前に跪き、しずかに念誦すとおぼす程に、さながらねふり給へり。夢に香染の袈裟めしたる高僧の内陣より、あゆみをいで給ひ、汝が所願満足すと仰らるとみて、さめたまひぬ(法印の三部の仮名抄の跋に、隆堯、向阿上人の正忌に丁て、靈夢の奇瑞を感得すとかきたまへるは、このことなるべし)。あはれ、またいかにいみじきことかあらんと、感涙袖をしぼりつつ、本尊にいとま申して、まかんで給へる途に、思ひかけぬ唐装束したりける異の童部、法印に七巻の書を進らせて、搔暮見へずなりぬ。さてはとて、もちかへり、みたまへるに、去んぬる元亨の頃、向阿上人まのあたり遣迎二

尊の説をきき、末法の今、なほ機法相して、容易に生死を出離すべき法は、ただ浄土の一門、本願の称名ならではと、所詮をしるし給へる三部の仮名鈔にてありければ、実に我所願満足しぬるよとて、ついに四明の衆をのがれ、向阿上人の遺跡、浄華院の定玄僧正の室に入て、ふかく吉水の流をくみ、応永十一年三十六歳の冬、当国栗田郡金勝山の峯の奥なる金勝山（聖武皇帝の勅願、良弁僧正の開創なり。後奈良院の御時には大菩提寺ともいへり。又八宗院と古記にみへたりといふ）の草庵（今に金勝山のゆるぎ岩の東の方に浄嚴房屋敷といひ伝へる処あり。この草庵の跡なり。又一書に玉蔵院の浄嚴院と書り。されば玉蔵院にもすみ給へるにや。この玉蔵院は今絶て、名のみ残り）に跡を晦し、とはぬは人の情なりけりとして、課仏八万四千返の外は他事なかりけり。されど、その徳、世にかくれなく、我さきに供養を述べんとて、人のあらしひきにければ、幽閑の地も市のごとしとなん。さるに、ここ山峰を限に、女人を結界しぬれば、五障の身の化にもるる恨みふかく、あはれ、里に下ましまして、むらなき大徳に女をも哀みたまへかして、いと念比にきこゆることの、ききすごしがたくて、応永二十年のこと、金勝山の東坂（峰の庵より五十丁ばかり下にあり）に菴を造らんとし給ひけるに、水便ならざれば、いかがはせんとためらひ給へるに、殊勝の水われと流出で、醸泉となりければ（この醴泉、隆光水とあざ名して、現に当山の僧門の内なる護信庵の南にあるより思ふに、むかし開山

金勝山浄嚴房隆光法印「称名念仏奇特集」の解題と翻刻

の結びたまひし庵は、今の護信庵のあたりなるべし。又一説に、法印、如意をもて、地をさし、その所を穿たしめ給へるに、すなはち水入りいでぬれば、如意水とも名づく（云へり）。これや龍天の加祐ならんとて、遂に形ばかりなる庵をむすび、かの天照仏を本尊に仰ぎ、弘法の道場となしたまひぬ。後、宗真上人、此庵を擴て、阿弥陀寺と号し給へり。応永二十六年、法印、かの石山詣に感得したまへる三部の仮名抄を、始て彫刻し給へり。一条禅關兼良公、これをかかせられければ、四明の良俊法印、功德主となりて、梓に上せたまひぬ。又しかしより此抄、世に弘り、今なほ翻刻に行はれり（法印の仮名抄の跋に、三部抄を版に鏤めて、当院に安置すといへるはこれなり）。又応永の間、法印、宗祖大師及び諸師の法語の中より、本願の要語を抄書して、念仏安心大要と名づけたまひしが、これふかく仏意に契ふと云へる聖闡、七度まで降りければ、かゝる奇特は前代にもいまだきかずとて、手づから浄書して上木したまへり。なほ具には、かの鈔の奥書に自記し給へるがごとし。又永享三年、称名念仏奇特現証集を輯録し（正徳年中に宝洲上人、此集を校正し、更に冠注をそへ、卷末に蓮門祈祷の弁を附して、重刻したまへり。この集の中、祈祷に涉れることあればなり）、又永享五年、十王修善抄を撰述し給へり。俱に世に行はる。宝徳元年己巳の冬、法印、日來の老病、増氣して、つひに十二月十二午の尅、金勝寺の草庵に於て、天華紫雲の瑞に微笑し、称名の声とともに、滅を唱へたまへり。

時に異香谷に薫り、天楽峰に響けり。春秋八十一、遺骸を茶毘して、芳骨を当山の半腹に収めまゐらせぬ。開山塔といへるはこれなり。

(後略) 『近江金勝山阿弥陀寺三僧略伝』、()内は割注)

隆堯の生涯において最も大きな出来事は、応永十一年(一四〇四)三

十六歳の時、石山寺に参籠し向阿の『三部仮名抄』(『帰命本願抄』三卷・

『西要抄』二卷『父子相迎』二卷)を「感得」したことであろう。本書

は、やはり天台僧出身で専修念仏信仰に転向し、浄華院を開いた向阿証

賢が著したもので、『帰命本願抄』は真如堂参籠により専修念仏の極意に

目覚めたことを述べ、『西要抄』は清涼寺での人々の問答という設定で、

念仏往生の趣旨を明らかにし、『父子相迎』は阿弥陀の救済を讃嘆してい

る。いずれも流麗な和文で叙述され、浄土教仮名抄物の代表的なもので

ある。その製作時期は『真如堂縁起』の記事により元亨の頃とされるが、

応永二十六年に隆堯が開板して以来世上に流布し、江戸期には関通・的

門・湛澄らの学僧を始め、賀茂真淵も本書の注釈を作成している。専修

念仏に傾倒した隆堯は、即座に金勝山に通世し、以後は浄土教に関する

著述の書写と述作、人々に対する念仏信仰の布教に専念し、宝徳元年(一

四四九)十二月十二日、八十一歳で示寂した。その年譜を次に示す。

隆堯略年譜

応安二年(一三六九)誕生。

永和三年(二三七七)比叡山で出家。

応永十一年(一四〇四)石山寺参籠。金勝山大菩提寺の付近に草庵を結

び浄厳房と号す。

応永二十二年(一四一三)金勝山の東坂に草庵を結ぶ。後に阿弥陀寺とな

る。『看病用心鈔并十楽』書写。

応永二十二年(一四一四)『神子問答拔書』書写。

応永二十六年(一四一九)向阿の『三部仮名抄』を開板。

応永二十七年(一四二〇)『称名念仏奇特集』卷上述作。

応永三十三年(一四二八)『西谷礼阿上人御作拔書』書写。『念仏安心大要

拔書』述書。

応永三十二年(一四二五)『善導寺消息』書写。

永享二年(一四三〇)『黒谷上人語灯録』卷第七書写。

永享三年(一四三一)『称名念仏奇特集』卷下述作。

永享五年(一四三三)『十王讚嘆修善鈔』述作。

永享八年(一四三六)『仮臥拔書』書写。

宝徳元年(一四四九)示寂。

隆堯生涯の指針となった『三部仮名抄』は応永二十六年(一四一九)隆堯本人により開板され世上に流布した。その刊記を次に示す。

夫向阿上人者、浄華院鼻祖、浄土宗精哲也、恵下慕徳宗中貴才、遂

若稽三経一論之奥義、述作三部七冊之秘抄、顯示易行勸化引接下根下機之品彙、爰隆堯堯得靈夢奇瑞、上人相丁正忌諱日、是以信仰銘肝、安心徹髓依之三部秘抄、鏤開版、安置当院。一流之法灯、挑明焰、展転永劫矣。仰羨伽藍安穩行学不退斯志焉所之厥功也。不虛。

于時、応永己亥之歳林鐘告朔之日／円教仏子隆堯謹誌／三部右筆一条黄門／刻彫檀主四明良俊（吉澤義則氏『日本古刊書目』二二八頁）

応永二十六年版『三部仮名抄』の版下を書いたのは「右筆一条黄門」であった。これが一条兼良を指すことは先の『近江金勝山阿弥陀寺三僧略伝』の記述にもあるが、今一度確認しておく、日本において「黄門」とは中納言を指す。応永九年生まれの兼良は、この時十八歳、五年前に権中納言となり、三年前には正二位となっている。「公事根源」の著述は二十一歳の時の可能性もあるという早熟な兼良のことであるから、十八歳にして浄土教の仮名抄物を書写していたとしても何の不思議もない。さらに興味深いのは、後年六十二歳の寛正四年（一四六三）に「勸修念仏記」という、やはり念仏信仰の仮名抄物を著作していることである。この本には、向阿の「三部仮名抄」が引用され、兼良の仏教信仰における浄土教の比重の高さ、とりわけ向阿の影響を見て取れるが、その源泉は四十年以上前の若き日、隆堯の開板に際して勤めた右筆の役に溯るのである。文明五年（一四七三）斎藤妙椿の請により美濃へ下向した兼良は観能や連歌百韻に参加するとともに、八百津善恵寺（現西山浄土宗）

に「浄土西山滴流」の墨跡を残している。従来興福寺との関係が強調される兼良の宗教活動は、浄土教団との関係も視野に入れる必要がある。なお開板の檀主「良俊」は「称名念仏奇特集」の中にも登場する人物である。

二

『国書総目録』によれば隆堯の著作として次のものが挙げられる。

『大原問答起御書』写本一冊（大正大・東北大）

『十王讚嘆修善鈔』（永享五年）刊本二卷二冊（享保元年版）

『十王讚嘆修善鈔図絵』刊本三卷三冊（元禄十五年版・嘉永三年版・嘉永

六年版・刊年不明）

『浄土諸要文集』写本一冊（浄厳院藏嘉吉二年隆阿写）

『称名念仏奇特現証集』刊本二卷二冊（慶安四年版・正徳二年版）

『念仏安心口伝鈔』刊本一冊（龍大、刊年不明）

『念仏安心大要拔書』（応永三〇年）写本一冊（浄厳院藏宝永元年中江房

常写）・刊本一冊（正保四年版・寛政三年版・刊年不

明）

以上の外にも、隆堯の書写本（年譜参照）には古写伝本の稀なものも多く、その著作と相俟って、中世の念仏信仰を伝える貴重な典籍群である

が、これらの多くは活字翻刻されていない。今回取り上げる『称名念仏奇特集』もその一つである。

『称名念仏奇特集』の伝本は以下の通りである。刊本二種のみで写本は知られていない。なお実見したのはいずれも岡崎市上和田の浄珠院（浄土宗西山深草派）蔵本である。

慶安三年版

大本。本末二卷三冊。題簽は第一冊の表紙左上に「称名念仏奇特集本」とあり、他二冊は欠落。内題は「称名念仏奇特集」（第一冊）、「称名念仏奇特集中」（第二冊）、「称名念仏奇特集末」（第三冊）とある。尾題は「称名念仏奇特集本上終」（第一冊）、「称名念仏奇特集本終」（第二冊）、「称名念仏奇特集末終」（第一冊）、「称名念仏奇特集本終」（第二冊）、「称名念仏奇特集末終」とある。内題下に三冊共「沙門隆堯記」とある。袋綴じ。料紙は楮紙。四周单边。漢字平仮名交じり文。半葉は第一冊が十行（二行約十七字）、第二冊が九行（二行約十五字）、第三冊が十行（一行約十五字）。丁数はそれぞれ二十五丁、十八丁、三十五丁。刊記は「于時 慶安四辛卯歳十月十五日／室町通鯉山町 小嶋弥左衛門梓刊」とある。第一冊に応永二十七年の自序がある。第三冊に「永享三辛亥年十月十五日 天台沙門隆堯謹書」と奥書がある。また浄厳院十一世深誉文廓の跋文（隆堯伝ともいうべきもの。前掲）がある。

正徳二年版

大本。二卷二冊。題簽は表紙左上に「校正／考略」称名念仏奇特現証集上（下）とある。内題は「称名念仏奇特現証集」（第一冊）、「称名念仏奇特現証集卷之下」（第二冊）とある。尾題は「称名念仏奇特現証集卷之上終」（第一冊）、「称名念仏奇特現証集卷之下終」（第二冊）とある。内題下に二冊共「天台沙門隆堯録」とある。袋綴じ。料紙は楮紙。四周单边で頭注欄あり。漢字平仮名交じり文。半葉は二冊共九行（二行約二十一字）。丁数は第一冊が四十三丁、第二冊が六十三丁。刊記は「正徳二年壬辰玄冬中澣日／洛陽知恩院対門 澤田吉左衛門 共繡梓」とある。「洛陽知恩院対門 澤田吉左衛門」の横にはもう一軒の書肆の名があったようである。第一冊に応永二十七年の自序がある。第二冊に「永享三辛亥年十月十五日／天台沙門 隆堯 謹書」と奥書がある。第一冊の本文の前に次の文がある。

「重刊称名念仏奇特集叙」（正徳二年壬辰之秋／蓮溪寅載謹題）
 「称名念仏奇特現証集序」（正徳二壬辰年二月二十九日／洛陽報恩寺隠居 湛澄堀河舟橋の三捨軒にしろす）
 「叡山隆堯法印略伝」
 「称名念仏奇特集／卷之上目錄」「卷之下奇特追加目錄」

第二冊本文の後に次の文がある。

「附録／或間 沙門宝洲校閲ノツキテ謾リニ録ス」(正徳癸巳ノ歳林鐘ノ月後学鶴宝洲棲蓮居ニ寓シテ重ネテコレヲ記シ畢ンヌ)

「跋念仏奇特集後」(正徳二年壬辰重陽日ノ勢陽白子後学沙門鶴宝洲敬識)

このように正徳二年版には、宝洲等による文章がいくつか付加されているのであるが、さらに頭注欄が設けられ、主として本文の典拠が示されている。報恩寺湛澄の「称名念仏奇特現証集序」には「勢陽白子の宝洲上人をよび光円老人、興法利物の願を發し、自数本を校し」とあり、宝洲の「跋念仏奇特集後」には「余偶於同好許、借閱茲書古本、如得拱壁、以質所疑、而復不図得元龜年中書写一本、重補欠略、以自珍焉」とあることから、宝洲は正徳版の刊行にあたり、「古本」と「元龜年中書写」の写本を校合したようである。宝洲が「此書旧所乘行、訛闕甚夥、読者憾焉」というのは慶安版のことを指すかと思われる。

本文における慶安版と正徳版の違いは、部分的な語句の異同を除けば、大きな異文は二箇所である。本稿では慶安版を底本とし、正徳版と大きな異同を示す部分を、正徳版により補った。また、慶安版には説話それぞれに題名はないが、正徳版には以下のような目録があり、各話の話題にも見られる。恐らく宝洲による付加であると思われるが、読解の便を考えて翻刻にも補うこととした。

卷之上目録

- 一 誓願寺の真阿往生の事(心了西堂冥途物語の事)
 - 二 江州の禅者、御闡に依て念仏に帰する事
 - 三 禅正忠守貞、熊野権現の靈夢感得の事
 - 四 宝蔵房良舜、御闡に依て真言を止て念仏に帰する事
 - 五 讚岐房、世間病に依て狂乱の事
 - 六 三河房円盛、真言を止て念仏に帰する事(駒坂の観音靈夢の事)
 - 七 慶阿弥、餓鬼道に墮して念仏の追善を乞ふ事
 - 八 隆堯、靈夢井に御闡に依て頓写を止めて念仏に作す事
 - 九 頼朝の靈、願行聖の念仏に依て得脱の事
 - 十 大進房光運の母靈、百万遍の念仏に依て得脱の事
 - 十一 大河内禅門、臨終の刻、妻戸に三尊の御影うつらせ給ふ事(慶安版にはない説話)
- 卷之下 奇特追加目録
- 十二 西塔喜楽房法印秀覚、隆堯の草庵に來りて法談の事
 - 十三 同法印、御闡に依て三千座の護摩を止めて一向念仏せらるゝ事
 - 十四 良舜法印、御闡に依て観音経并に大般若等を改めて念仏になす事
 - 十五 營禅房法印、葉師仏の示現に依て一向念仏して往生の事
 - 十六 月輪院慶覚律師、山王の宝前にて御闡の事

称名念仏奇特集

金勝山淨嚴房隆堯法印「称名念仏奇特集」の解題と翻刻

- 十七 大喜房永雅、観音の靈夢を感じ念仏に帰する事
十八 太夫といへる若法師、観音の宝前に御闡して専修に入る事
十九 持善房豪運、不動の宝前に御闡して懺法を止めて念仏になす事
二十 同僧、番神の宝前に御闡して一向念仏する事
廿一 十六歳の小僧、釈尊の宝前に御闡して一向に念仏する事

三

『称名念仏奇特集』は念仏による人々の浄土往生の成就を記したものであり、その意味では数少ない室町期の往生伝として貴重である。隆堯は本書の自序に次のように記している。

是によりて称名の奇特不思議なる事、耳目にふるゝところ、これおほし。今これを注せんとおもふに、ことくくもつて記しがたし。
然れば其中におひて、殊に念仏と余善と相對して、念仏の利益の余善に勝れたる事のみを、僅に開ける分を注し置処也。

右の序は、この集が「耳目にふるゝところ」を記したこと、即ち書承ではなく、自身の見聞であることを明かしている。平安期に盛んに製作された往生伝の類も、所収話の典拠は明らかでないものが多く、編者が往生伝特有の形式に従いつつ、自らの見聞を記したと考えられるものも多い。応永年間のほぼ同じ頃に、湖東地方で成立した可能性のある説話

集『三國伝記』の総計三百六十にのぼる説話のほとんどが、既製の諸書からの改編・書承であることを考えれば、本書は当時の念仏信仰の実態を伺いうるものとしても興味深い。もつとも、宝洲の付した頭注の指摘により、第九話「頼朝の靈、願行聖の念仏に依て得脱の事」は舜昌の『述懐鈔』からの引用であることがわかる。

隆堯の次の言葉、「念仏の利益の余善に勝れたる事のみ」を記したとするのは、従来の往生伝に見られぬ内容である。本書には、真言宗や禅宗など他宗派の僧侶を、念仏信仰に帰依させる話が多い。往生伝・説話集を含めて、従来の類書に見られぬ特色である。このあたりにも、当時他宗派と教線の拡大を競っていた念仏教団の実態の反映を見ることができ。もう一つ本書の特色を付け加えるならば、本文中における法然や向阿の法語類の豊富な引用であろう。宝洲が正徳版の頭注で指摘しているように、『法然の「選択集」』『和語灯録』『漢語灯録』や向阿の三部仮名抄、さらに『往生要集』等の浄土教聖教からの引用が多く、仮名法語としての性格も有している。また、他宗派・他信仰の人が念仏信仰に転向する契機として、「御闡」と「夢想」が大きな役割を果たしていることも看過できない。即ち、実際の布教の場で「念仏の利益の余善に勝れたる事」を決定的に証するのは、法語類の引用による論理的な説得ではなく、仏前・神前における「御闡」や「夢想」による「お告げ」なのである。隆堯と金勝山については、次の展覧会図録が参考になる。

栗東歴史民俗博物館編「企画展 隆堯法印と阿弥陀寺・浄厳院」図録
(平成三年)

栗東歴史民俗博物館編「開館五周年記念展 金勝山―良弁説話と二十五
別院―」図録(平成七年)

前者には次のような参考文献が紹介されている。

石橋誠道氏「隆堯法印の真筆神子問答抜書に就て」

〔専修学報〕第一号・昭和八年)

伊藤唯真氏「近江における浄土宗教団の展開―歴史、地理的考察―」

〔仏教論叢〕第八号・昭和三五年)

玉山成元氏「隆堯の著書と書写本について」

〔三康文化研究所年報〕第四・五号・昭和四八年)

玉山成元氏「発名能可利父子抜書」について」

〔三康文化研究所年報〕第二一号・平成元年)

石橋真誠氏「隆堯法印の著述とその思想」

〔仏教論叢〕第三三三号・平成元年)

伊藤唯真氏「知恩院周誉珠琳と浄厳坊宗真―珠琳の一書状をめぐって―」

〔鷹陵史学〕第八号・昭和五七年)

最近の論考として、伊藤唯真氏「隆堯法印の称名念仏奇特現証集につ

金勝山浄厳房隆堯法印「称名念仏奇特集」の解題と翻刻

いて」(園田香融氏編「日本仏教の史的展開」所収、塙書房刊、一九九九年)がある。また、中世の「鬮」については、西大寺叡尊の活動における「鬮」の役割を考察した追塩千尋氏の「叡尊における鬮と教団戒律」(同氏「中世の南都仏教」所収、吉川弘文館刊、平成七年)が参考になる。

凡例

一、底本は岡崎市上和田の浄珠院(浄土宗西山深草派)所蔵の慶安三年版である。

一、底本では所謂「一つ書き」の部分を除いて改行はない。本稿では読解の便を図るため、同寺所蔵の正徳二年版に従い改行し、それぞれに付せられた各話の題名を()に入れて挿入した。また正徳版の独自文は二字下げて補入した(但し振仮名は省略した)。

一、原則として通行の字体を使用した。

一、私に句読点を付した。

一、割注は()に入れて一行書きとした。

謝辞

浄珠院所蔵本の翻刻紹介を御快諾賜りました現任職平井隆盛師に厚く御礼申し上げます。

称名念仏奇特集

沙門隆堯記

夫おもんみれば、積尊一代の教法ひろく八万四千に分て、即八宗九宗連る。是ひとへに衆生の根機万差の故なり。しかりといへとも此等の諸教は皆かならず説のこことく修行する人にかうふらしめて、全く不法懈怠の機のうる所にはあらず。をしへのこことく修行すれば、証を得る事掌をかへすかことしといへり。然るに今の世既に(1オ)澆季にをよひ人同じく悪に属する故に、行証共にたえて教法ひとり残れり。かなしひかな、たまく発心修行の人これありといへ共、その心行むかに似ざることたとへは猿猴を人にたくらぶるがごとし。これによりて其本意をとぐるこ徳々衆生の中に一人としても得る事あたはずといへり。然れば唯面々に祖師の奇特をのみ語り伝て是をわづかに我宗の徳にそなへたるばかりなり。是全く上代利智精進祖師の(1ウ)奇特、末代愚悪懈怠の行人の証、拠とは成るべからず。むかしをかたれば、いよく今の恥となる。是豈となりての財宝を語りて我身の面目にそなへんことならんや。されば得益は昔語り、今時に絶たり。雖然、末代に弥あたらなるは、唯は念仏の一法なり。是則、末法万年念仏の得堅固の金言、弥陀一教利物偏増の解尺、当代に時を得たるが故也。是によりて称名の

奇特不思議なる事、耳目にふるゝと(2オ)ころ、これおほし。今これを注せんとおもふに、こことくもつて記しがたし。然れば其中におひて殊に念仏と余善と相對して、念仏の利益の余善に勝れたる事のみを僅に聞ける分を注し置也。猶も此類の事これあらは、後輩こくに書加へよ、宜く万代の龜鏡にそなへよ、こころさす所ひとへに是時機に相応する弥陀の本願を弘通して出離の道にまよへる衆生を易行の道におもむかしめむ。ねかは(2ウ)くはこれを見聞の輩の信者は、いよく信を増し、或は速に廻心せよ。若此法におみて偏執の心をもつて聊かも奸曲の詞をのするならば、惣じては十方三宝の御罰をかうぶり、別しては二尊遣迎の御慈悲にもれて、毎日八万四千遍の念仏其功むなくして、二世不得身となるへきなり。但若伝説の謬りあらは、制限のみにあらず。于時応永第二十七庚子南呂上旬の比、江州金勝寺谷の草庵に(3オ)おみて沙門某記之。

(一 誓願寺真阿往生の事(心了西堂冥途物語の事))
 一、当時、京の誓願寺に真阿弥陀といふ念仏者まします。貴賤こそつて十念をうくる事、相統してたえず。其起りを尋るに、相国寺に心了西堂といひて智道兼備して目出度僧一人御坐けり。然るに去る応永十九年の冬の比、俄に円寂ありけり。しかりといへども、身すこしあたゝかなりければ、しばらく是を置たりける(3ウ)に、二宿を経て活帰り、即語りていはく、我既に死の徑におもむひて、眇々たる野原をとをり

つるに、一間四面の金堂一宇あり。内を見れば弥陀の三尊を本尊と覺て、脇士の二尊巍々として立給へるか、中尊はいまた見へ給はず。我即是を不審するに、彼の堂に老僧一人ありて、申されしは、是は誓願寺に真阿弥陀仏といふ人あるか死して来れば、此本尊に成給ふべきなり。しかれとも、いまた其期いたらさるゆへに(4才)脇士はかり御坐なりとかたられける。又或山のかたさきなる処に、柴の庵にあやしげなる物あり。あれは何なる人の住所やらんと尋るに、あれこそ汝か住へき所よと宣ふ。其時、我かさねて申すやう、我は修行おこたらず、亦諸教、我宗にをよぶへからすとこそおもひしに、などや真阿弥の在所にはをとれるやと申。老僧のいはく、汝か修行の中には是程の処に住へき和尚もなきぞとよ、是則欲する人のなきによりて也。(4ウ)全く法のをろそかなるにはあらず。又僧はいまた冥途に来るへき者にあらず。とくかへれと仰らるゝと覺て蘇生す。其後、心了西堂やがて誓願寺にいたりて、真阿弥陀仏に対して、坐具をのべて三度礼拝して十念を所望せらるゝ。真阿弥あやしくおもひて、聊か辞退の詞ありといへども、心了のいはく、冥途より告あり、先十念授け給へとて、十念を受けて後、くわしく此旨をかたられたり。其後、心了西堂やがて(5才)相国寺を退出して賀茂山の麓に隠居して、一向称名念仏の行者となられける。これによりて貴賤道俗、誓願寺に群集して、十念を受ける事盛なる市のごとし。亦禅宗もおほく念仏者となれり。此事は天下にかくれなく沙汰せし事なり。いまだ存生の人なれば、不審ならん人々は行てたづね給ふへし

(二) 江州の禅者、御關に依て念仏に帰する事

一、当国栗本郡浮氣の里は元は一田に禅宗信仰の在所なりき。しかりといへど(5ウ)も近年玉善坊隆憲すゝめによりて、半分は念仏者となる。これによりて両方各の勝劣を評ふてやゝもすれば宗論をいたす。爰に或人のいはく我等無智の身をもつて、かくのこときの法理を論ぜん事、理非さらに濟へからず。然は評論は互に是無益なり。所詮唯仏前におみて御關をとり偏に仏意の御計にまかせ永く偏執を閉べし。両方ともに此儀に同じて弥陀如来の宝前において三度の(6才)御關をとるに三度ながら念仏にいたり。爰に或禅者のいはく、阿弥陀仏の御前にて念仏と余善との關をとらんに、いかでか念仏下さらんや、余の仏前にて取てこそといふ。又念仏者のいはく、仏に二仏まします。かたちは暫く衆生の根機の方差なるに應じて、種々にあらはれ給ふといへ共、内証は皆法身無二の理にて、全く差別あるべからず。しかれとも猶も不審し給はゞ、此方はともかくも異儀あるべからず。さらば今(6ウ)度は当社住吉大明神本地は薬師如来にてましますれば、此御前にてとるべしと定む。依て亦さきのごとく三度の約束にて先両度はをとるに、二度ながら又念仏に下たり。今度とらんとて關を宝殿に進するに一つの關開て落たり。是まさしく神慮成べしとて、やがて取上て見れば、又念仏の關なりけり。その時両方ともに覺すしらず一同に声を挙て感歎す。けにも前後すでに六度までとる御關の(7才)一度不達して念仏に下げ

り。冥慮とは申ながら実には不思議なりし事也。さて念仏者のいはく、猶も御不審あひのこれりや。禪宗のいはく、此上をふしん申さは、冥罰をかうふるべし。向後永く異論すべからずとて、宝前の鰐口を鳴して両方共に退散し畢ぬ。

(三) 禅正忠守貞熊野権現の霊夢感得の事

一、同じ里に弾正忠守貞といふ人あり。是も随分に禅宗の心地なりけるが応永二十三年十二月晦日の夜、夢を感じり。しかれ(7ウ)とも明れば正月なり。夢物語するにをよばずしてすきける程に、正月六日に山上の寺より僧来て、明日都へ上洛の為に、山上より罷出候。今夜は是に一宿申さんといふ。即やがて内へ入ぬ。其後出合祝言以下程々の義を相語る後、此夢を語りて云く、我此大晦日の夜、不思議の夢を見て候し。所詮夢の心地に京の東山聖護院の御所の前と覺し所をとりしに、童子一人つれたる山伏に行逢ぬ。此山伏、我に(8オ)対していはく、いづかたへおはするそととふ。我答ていはく、清水寺に詣でんとおもひ候也。山伏又いはく、御辺は正しく大事の病者にて御坐、いで脈を取て見候はんとて、我手を所望して脈を取ていはく、されはこそ能見たりしなり、以て外に難儀の病を持給へりとて、つれたる童子にいひ付る様は、御所へまいりて医書を取てこよといふ。童子やかて聖護院に参りて手に書をさへげて走り返る。山伏此書を取て我にあた(8ウ)へていはく、此書のことく、療治し給は、此病なりとも更に侵す事なからん、

此外の療治は全く叶ふべからずといふ。さて此書を請取て見るに、浄土の三部経なり。我則是は浄土の三部経にて候やといひ出しければ、山伏のいはく、されはこそ御辺の悪業重病は、此経に説所の称名の療治なくては、又余の治方は叶ふべからずといふ。其時、我たちまちに信心肝に銘じて申やう、さても是は何方よりの客僧にて御坐、ぞ(9オ)と問ふに、我は熊野権現よりの御使なりといふと見て、夢さめをはりぬ。かくのことく候ほとに、此三部経を摺度候が、経師を存せず候と語る。僧のいはく、此御夢は唯念仏申させ給へとの夢にて候。返々有がたくおほえ候。さて愚僧が京の宿は経師か許にて候へは、此御所望やすき御事にて候と申されければ、即悦て同くは結構にしてといひて、やがて料足一貫文取出し、僧の方へ渡す。僧もよろこびて年始に(9ウ)何も宿のみやげなかりつるにとて、此料足を請取、下部に持せ、明七日に上洛ありて懸て次の八日に下部に此経を下して御あつらへの御経下し進らせ候。委くは明日下向ありて申べしと云々。はやく此御経出来する事よとて、不思議のおもひを成す処に、次の九日に彼僧下向していはく、御夢は実には冥の御告にて御坐けり。其故は一昨日是より罷上り、懸て御経をあつらへ候処に、経師申やう、不思議なる事の(10オ)候。旧冬或方より代一貫文にて経をあつらへられ候。かやうに結構に摺候事は、細々なき事にて候程に、念を入置候へば、其後主の方よりうち絶、無音候て、此御経いたつらに置候とて悦び取出し、懸て当座に代物に取替候ひき。近來奇特に候ほとに、今日は例日にて候間、さて昨日先御経はか

り下し申候ひき。是は熊野権現のあつらへ置せ給へると覚候とかたられける。此夢実に奇特なり。又彼弾正 忠の罪障は(10ウ) 女中につき浅からざる子細あり。諸人皆々存知の事なり。かくのごとくの重病をば、称名の功力にあらずむは滅しがたし。されば選択集に極悪最下の人の為には、極善最上の法を説給ふと云へり。(乃至) 今此五逆は重病の淵源なり。又此念仏は靈薬の符蔵なり。此薬にあらずむは、何にしてか此病を治せんやと、高祖の筆をのこされしと山伏の此療治の外には叶はずと申されけんも、全く符合せり。極重悪人(11才) 無他方便唯称弥陀得生極樂、この本文彼是おもひ念するにぞ実称名念仏の余善諸行に勝れたる程もあらはにいられて貴とけれ。

(四) 宝蔵房良舜、御闕に依て真言を止て念仏に帰する事

一、同郡 鈞 安養寺に宝蔵坊良舜といふ老僧あり。是は多年真言師にて重位も余多かさね、行業も功をつめり。然るに或時情事の意を案ずるに、我愁に真言師匠とて、人にも心悪くおもはれ、我身もよろづ密宗に事を寄て、奥深げに持(11ウ) 成ては居たれども、実には取改てたのもしき所は一つもなし。あまさへ名聞利養渡世誑惑罪業の便りとは成るべし。まして臨終刹那の猛苦をおもひけるに、此観法いかでか疑さん。しからば最期に恥をさらさん事、近きにあり。況や未来猶輪廻せんことの浅増さよ。我たまくと受がたき人身を受、あひがたき仏教に遇る甲斐なくしも得ぬ事に取かけて、徒に身心を費さんより唯在家の

男女の類までも、往生を遂る念仏(12才) なれば、偏に弥陀の本願をやたのみ、又今まで行 来る真言を臨終際に捨む事其功むなしきに似たり。如何すべきと常に此事をのみ思惟するに何ともおもひさだめず。或時とおもふやう、唯すべからく冥にまかせて御闕をとりて、それに随がふべしと定む。依て作て四ヶ所(一番阿弥陀・二番薬師・三番愛染王・四番不動) 仏の御前におゐて各 両度あてに以上八ヶ度まで是をとるに八度ながら唯念仏をたのめと下りたり。これによりて其以後は無二の心に思(12ウ) ひ定む。其後三ヶ年を経て応永二十五年の春臨終正念にして念仏往生を遂たりき。されば八度まで取心、本業の執心を失ひやらぬ念仏不信の業なれども、かゝる機までも猶念仏の利益ある事、実に不思議に覺て、或人に此事を語りしに、彼人のいはく、是は既に御闕をとらむと思ふは、念仏信仰の故なり。是より猶一向に誹謗を懐ける類も、臨終廻心の念仏して、往生を遂たるためし多かりき。されば(13才) 恵心の御語にも臨終始て往生を願求するにも其便宜を得たる事、念仏にはしかずと宣へり。誠に此御釈のごとく、臨終に俄に念仏を勧めて往生を遂させたる事を面あたりに見て候ひし。

(五) 讚岐房、時行病を受けて狂乱の事

一、京に宝蔵坊と申人の倉に、讚岐坊と云沙汰人の候ひし。是は江州勢田の者にて候ひしか、去ぬる応永十三年五月五日よりして、世間病をやみ出すあひだ、高辻油 小路の道場を中麓と申す。是に出し(13ウ)

置、同十二日已尅みのごくより大事に成て、狂まどうらん乱する事限りなし。依て五六人して足手をとらへたれども、猶物ともせずして、虚空にさけむで挙る。即ただち舌を喰切畢ぬ。其時、善知識ぜんちしき声をあげて念仏を勧むる。しかれ共、受うけるよしもなかりしかば、良ありて南無西方極樂大慈大悲阿弥陀仏、我こそ生身の阿弥陀に念仏せよ、南無阿弥陀仏くと、我といひ出しけり。聞人不思議のおもひを成す。其後やかて正念しょうねんに成て語りて云(14才)く、只今鬼来て我を取て虚空に行き、嵯峨野と覺しき所を通りつるに煙立て熱き事、譬へば常の火は氷のごとくならむとおぼゆる程なるに、我を其火中へ入むとす。その苦み忍びかたし。依て狂まどうらんつるなり。時に念仏の聲勢こゑのかきこに聞へつるに、即其火しめりて、忽然として阿弥陀如来の拜まれさせ給ひて、我は是西方の阿弥陀仏ぞとの給へり。其ありかたさに懸やがて御言の遷うつりにいひつる也。唯今の苦業くごうの事を思ふに(14ウ)千万の宝も何かせん、若存命せば必かならず遁世すべしといひ畢て、午の尅こくの始に臨終正念にして念仏の声と共に息絶いきたへけり。是程にはや鬼獄卒眼おにごくそくまなこに遮り、猛火既に現せる機までも猶念仏の利益はある事にて候へば、増て其外の事は申にをよばす候。去れば縦たてひ病者何やうに狂まどうらん乱し無記に成たりとも、今は叶はずとおもひて捨給ふ事なし。念仏して勧むべしと語られしにぞ、念仏利益の窮きまつりなき程も知れける。(15才)

(六) 三河房円盛、真言を止て念仏に帰する事(附、駒坂の観音靈夢の事)

一、当寺住僧三河坊円盛といふ者ありき。然るに此寺は唯密ゆいみつの在所たる間、多年の行者まどうらんなり。或時、此草庵くさうわんに来て申されしやうは、人なみくく真言しんごんをは仕候へとも、猿猴さるこう蝙蝠かろうり程もしにせぬ身にて候へば、此行業一分にても候へ、出離しゅつりの為頼たのみなく候。又念仏は殊勝しゆじやうの法成よし、うけたまはり候あひた、毎日かたのごとく是を勤候へとも、それもしみくくとしたる道心だうしんもをこさず、唯妄念たんのみにて至誠しじやうしん心にも申され候はねば、是も物の要にも(15ウ)立べしとも覺おぼえず。いかさまに心得候て決定けつじやう往生じやうじやう仕へく候。願ねがは一端しめし給はらんと、此言ありといへども、猶も其志こゝろざしの程を見んとおもひて、聞ぬやうにもてなして、余の事にいひまぎらかすに、猶しきりに此事を望む。其時に、予がいはく、我等無智むちの身をもちて、左様の法談ほうだんしかるべからざる事なり。さりながら再三懇望こんぼうし給へる事を、一向に無になし申さむも、又おそれなり。但申さんに付て、私の言は誤りもやと信心しんじんたちがたかるべければ、唯祖たそ(16才)師の法語ぼうごの有の儘に読よみ聞きかせ申べし。其儀にいたりては、又我身を卑下ひげすべきにあらず。但今仰おほせられつる趣おもむきは、浄土門じやうどもんの法理ほふりをいまだ一向に窺うかがひたまはざりけり。元より我身に道心だうしんも深く妄念まねんもおこさざる程ならは、強あなに本願ほんぐわんを頼たのまずとも、いづれの法を行まうじても生死しやうじは離はなれなむ。然るにかやうに善心ぜんしんも発おこらず、悪業あくごうもやめられぬ浅間あさま敷身しきみなればこそ、他力たうりきの本願ほんぐわんを頼たのむ事にて候へ。然るを道心だうしんかなきほどに、妄念まねんがや

まぬ程になんど、仰(16ウ)られ候は、先我身を能成て、其上に本願をたのむべき事と心得給へるか、それは全く他力本願を信する用心にあらざ。去れば、黒谷上人の法語には、凡阿弥陀仏の本願と申は、様もなく我心を澄にもあらず、不淨身を清めよとにもあらず、只一筋に御名を唱ふる人をは、臨終にかならず来て迎へ給ふなるものをといふ心に住して、申せば、一期の終りには、仏の来迎にあづからん事うたがひ有べからず。我か身は女人なればと、又在家の身(17才)なればといふ事なく、往生は一定と思召べきなりと。又云、念仏申機は、生れ付の儘にて申也。先の世の業によりて、今生の身をば受たる事なれば、此世にては、得直しあらためざる事なり。たとへば女人の男子にならばやと思へども、今生の中には叶はざるかごとし。是智者は智者にて申、邪見者は邪見ながら申。一切の人皆かくのごとし。去ればこそ阿弥陀仏は十方衆生とて広願を發し御座。又云、本願の念仏には、獨立をせさせ(17ウ)て助をさゝぬなり。助さず人は極樂の辺地に生る。助と申は、智恵をも助にさし、持戒をも助にさし、道心をも助にさし、慈悲をもさすなり。其に、善人は善人ながら念仏し、悪人は悪人ながら念仏して、唯生れ付の儘にて念仏するを、念仏に助さゝぬとは申なり。さりながら、あしきをあらためて善人と成て念仏せん人は、仏の御心に叶ふべし。かなはぬ物ゆへに、冤ありて角ありてこそとおもひて、決定の心發らざる人(18才)は往生不定の人なるべし。又いはく、念仏往生するに不足なしといひて、悪業をも憚らず、慈悲をも行はず、念仏をものはげまさら

ん事は、仏教のおきてに相違するなり。たとへば、父母の慈悲は好子をも悪き子をもはごくめども、好をは悦ひ、悪き子をばなげくかごとし。仏は一切衆生をあはれみて、善をも悪をも渡し給へども、善人を見ては悦ひ、悪人を見ては悲しみ給ふなり。吉地に吉種を蒔がごとし。かまへて善人にして、しかも念(18ウ)仏を修すべし。是を真実に仏教に順ずる者といふなり。かやうにこそ上人の法語には候へ。此大綱をだにも心得給は、決定往生の信心立べし。又先に念仏か至誠心に申されぬと候ひつる。是又尋常の熾盛心と念仏の至誠心とは、字も替り、心も替りたる事にてありつるをしらざる人の、かきりなく申す事なり。實には往生の志もなきか、但人目計りに申こそ、至誠心のなき念仏にて候へば、さては深くも浅くも往(19才)生の志にて申さんは、皆至誠心具足の念仏にてあれば、既に其ころざしは我身に發りつるを、それを至誠心としらずして、其上に猶しみくくと泪の落るやうになければ、我には至誠心がなきとて、是を歎き悲しむ。實に是、衣の珠をしらずして、塵点劫を送りけん類ひなるへし。愚に悲しむ事也。よくおもひ分給ふへし。念仏の至誠心は具し安き心なり。但三心の法問の時こそは、此沙汰あるべき事なれば(19ウ)今は是までもいらざる事なれども、先御言に付て一端申なり。くわしき事は、連々に申べし。但往生は今の趣だにも心得給ひ候は、うたがひあるべからず。去れば今日よりしては決定往生の思ひを成給ふべしと、教たりしかば、悦ぶ事限りなし。今までは、唯一向に徒事をおもひて候ひけるが、今は心が広々と

なりて候とて、歛喜踊躍して帰り畢ぬ。其後は偏に本願を頼み、二心なかりけり。去程に念仏に心ひく(20才)まゝに真言の方は志を終るなり。修行も倦く行法もをこたりがちなり。かくのことくして、日数は送る程に、難破を致すやから間々に出来せり。これによつて或時おもふやう、誠に当山は昔より以来、真言三昧の靈地として今に懈る事なし。然るあひだ真言の供領を貪りて、飢寒の命を助かりたるわれらなり。此身をもつて、真言を疎にせん事、冥慮いかんとおもふ心出来せり。さるほどに、又おもふやう、実や、彼柏坂の観音(20ウ)と申は、閻浮檀金をもつて、其御長一尺二寸に鑄たてまつり、昔大國より吾朝に渡し奉る。然れば、効験無双の奇特御坐。彼観音に、此不審を祈誓申さんとおもひて、即彼御堂にまふで、一七ヶ日の参籠を企たて、百万遍の念仏を申。観音に法樂していはく、我真言の法成就しかたきによりて、称名を頼みて極樂往生を遂むとおもひ立候。此義冥慮に契や、否や。願くは此参籠の中に、若は夢、若は覺(21才)にもしめし給へと祈誓をなす。然りといへとも第六日に至るまで其験もなく、第七日にいたりしかは、今夜計の名残なりとおもひて、殊に心を至して、此事を折念するに、其夜寅の尅ばかりに、少し打まどろみたるに、夢想あり。漫々たる海の東の磯に居たる心地なりしに、此海を越て向の岸にいたるべきおもひありて、はだせなる馬に乗て、此海に打入れ、太腹のひたるまで歩ませたりけれども、其後は一足も沖へ行(21ウ)事叶はずして、為方なく居たる処に、忽然として能船一艘見へ来れり。嬉しやおもひ

て、馬を渚に乗捨て、此船に乗りうつり、西をさしてゆくと見て、夢覺けり。扱参籠結願の後、やがて此草庵に來り、かゝる夢を見て候とて、此あひだの心中まで語りて、此夢を合せて給はんといふ。是をきくに實に是仏の御告なりと、ありがたく覺て泪ながらに申すやう、此夢は合するまでもなく、自面あたりに聞て候。(22才)さりながら、是を合せば海は則苦海なり。西の岸にいたらんとおもひしは、菩提の岸にいたらんとおもひ願ふ心なり。始に乘し馬は、初て頼みし真言なり。後にのりうつりし船は、頼む処の本願なり。西を指て行と思ひしは、本願の船に乗る人はかならず西方極樂に往生するぞとなり。去れば当代の機根に真言の法に乗して苦海を渡らん事、馬にのりて大海を越むがごとくなるへし。豈渡りえんや、唯本願の船に乗じて(22ウ)のみ生死の海を渡るべしとの観音の御教へ美にさしつめたる御告也。但他方本願は水路を乗る船にたとへて易行の道とせる事は、龍樹等の論判常の事なり。次に五濁惡世に至て聖道自力の修行に趣くをは、或は嶮き路をかちにて行にたとへば、或は跛人の道を行むとするにこそ、天台等の祖師は從へ給へるに、今の夢想には水路の乗馬に喩へられたるこそ、殊に珍敷、貴くは侍れ、誠に冥慮の告成べし。返々殊勝(23才)殊勝と感歎したりしかは、歛喜のなみだ浮むて還りおはりぬ。

(七) 慶阿弥、餓鬼道に墮して念仏の追善を乞ふ事

一、近來京都に慶阿弥といふ者ありき。是は扇の絵の上手なりしか

ば慶阿弥が筆といひて、天下にかくれなし。然るに此七八年先に死去す。其後日來知音なりし者、此慶阿弥を夢に見るやうは、或夜寢屋の脇戸をほとくと叩く音せり。誰成らんとおもひて戸を開きたりければ、すぎ去し慶阿弥なり。やがて内へ入つゝ日來のごとく物語す。其(23ウ)後此亭主おもふやう、此者は正しく死去したりし物をとおもひて、慶阿弥に対して、貴方は死なせ給ひて候が、何として今は又來り給へるぞといふ。慶阿弥か云く、さ候へばこそ、あまりに物語のしたさに來りて候といひて、懐より料足を一連取出して、我等是にて振舞申さんといふ。亭主のいはく、御煩なれども御志なれば子細あるべからず、扱何をかさせ候べき、慶阿弥がいはく、此分濟にて候へば、何をと申べきにあらず、只御計ひ(24オ)候へといふ。さらば先湯漬をさせんといひて下知す。其後此湯漬出來るあひだ食しけるに、亭主は早三盃喰たるに、慶阿弥はいまだはじめの分を喰得ず。其時亭主の云く、我ははや三盃沙汰候に、などや遅く候といひたりければ、慶阿弥、手に持たる碗を指出して見せ、かやうに候ほどに喰得候はぬぞといふを見れば、此碗のはたへ猛火燃ける。其隙より是を喰ける淺増やと思ひて謂を問に、慶阿弥答ていはく、我餓鬼道へ墮(24ウ)て苦患申計なく候、此事を妻子に告て申ひてくれよと申度候といふ。其時扱何成仏事をなしてかとふらふべきといふに、慶阿弥がいはく、此苦患今は如法念仏を申て、廻向あらば生死をはなるべし。又問如法念仏の外には又何れの功德にてか浮み給ふべきといひたりければ、それならでは叶ふべからずといふと見て夢覺ける。

此夢又念仏の利益の余善に勝れたる証拠なり。何なる智者先徳の所判より亡者の詞に過たる実(25オ)あるべからず。然るに亡魂すでに念仏ならでは浮べからずといへり。凡夫の上に置いて法の淺深を論ずるには、いかなる智者学匠といふとも或は我執偏執の錯あり。或は又自宗成立の故実として他宗を下す習なれば、廢立方便の語もあるべし。是は冥道の通力を得たる亡魂が自身の業障を対治すべき法を存知て所望したる事なれば、聊の誤もあるべからず、又法におゐて偏執最眞の私もなし。唯功德の勝れたる法を所望しける也。誠に(25ウ)正直の言なり、是をば誰か疑はん、去れば誰々も実亡者に亡者を助けんとおもひ給はざ、皆念仏をもつて申はるべし、然るに今程は孝養仏事とて物を入れて營にも、唯人目をのみ思ひて亡者をばおもはず。げに水に入て垢おちずとは、かやうの事をや縦へて申けるなるへし。

称名念仏奇特集本上終(26オ)

称名念仏奇特集中

沙門隆堯記

(八) 隆堯、靈夢井に御關に依て頓写を止て念仏に作す事

一、去ぬる応永十三年三月のころ、いさゝか亡魂をとぶらふべき事ありて、法華頓写のために經木を用意し置て、又僧尼等をあひかたらひて一

七日のあひだ不斷念仏を勤修し、日中には淨土の諸儀を興行しぬる事ありしに、諸人くんじゆす（又26才）る事かぎりなし。念仏といひ談義といひ利益かねておもひしに越たり。しかれば七日の光陰も利那の心地にてすでに明日結願あるべきにてありしに、或人のいはく、こよひ夢に例式の御談義の後、大勢念仏を申に、諸人群集せる事、此間よりも増れり。しかるに此集れる者どもを能く見れば、皆瘦衰て色もなきあやし物の物の姿やと見る程（又26ウ）に、又人ありていはく、彼人々は皆亡者にて候か、此御念仏結縁の為に参りて候と申と見て、夢覚候。去ればいかばかりの御利益にかと語る。又或人のいはく、さても此御念仏の殊勝さたぐひなく覚候。明日結願の御廻向あまりに名残おしくおもひ奉り候。唯枉て頓写の興行をやめて、此御念仏を又三七日つがれよかし。亡者の素意も定てかくのごとくならんかと予がいはく、余りに偏執なるをや、其故は念仏信仰に依て此間すでに七（27才）ケ日談義等まて是を興行し御頓写又亡者を弔ふに最上の善根たり。又は当処の風体たり。しかるを一向に是を無に処せん事、且は人の謗難もあるべし。且は冥の照覧もいかんと覺るなりといひて同心せず。其時まては猶も聖道門の習気心中に残りけるによりて、かくのごとくいひて、すべて同心せざる処に、其夜奇特の瑞夢ありき。露頭しがたきによりて是にのせず。さて明旦類輩の中に愚僧か申すやう、所詮（27ウ）今夜いさゝか感夢の子細によりて頓写を念仏に作べく候、但夢計をは人の御不審に有べし。只今諸人の御前におめてかさねて御圖を取へし。但三度とらん一度も

頓写に入なは經書とすへしと約束して圖を取に、三度に三度ながら念仏に下りたりき。諸人は是を感歎す。これによりて又念仏三ケ日相統して用意せる処の經木には念仏を書て墓処に送りき。去れば法華頓写の功德さへ、猶念仏には劣れり。況や自余（28才）諸善におめてをや。其時道師談義の次にて申されしは、理やいかでか此御圖の念仏に下ざるべき、其故は先觀經の下品上生の説を見るに、或は人ありて衆の悪業を作りて、既に命終らんとする時、善知識為に大乘經の首題を説に、聞事十二部までするには、罪を滅する事僅に千劫なり。又教へて南無阿弥陀仏と稱せしむる事、僅に一声するには罪を除く事五百万劫なり。然は、滅罪の多（28ウ）少をもつて經と念仏との利益の勝劣を知るべきなり。げにも万徳の所帰名号あに各まもらんに、一隅の余善に勝れざらんや。

（九 頼朝の靈、願行聖の念仏に依て得脱の事）

かくのごとくの道理分明の上に、又現証あらたなるためしあり。それをいはんと申に、長きやうに候へども、中比の事にて候ひけるに、願行坊とて諸国遊行する聖ありけるが、常陸国久慈郡に阿弥陀山と云処に至りて、阿弥陀といふ名のなつかしさに、此処に逗留して七ケ日のあひだ念仏せられた（29才）りけるに、或夜の夢に束帯してけたがけなる人、傍に立て、我は是右大将頼朝なり。しかるに我をとぶらふといへども、いまだ苦患やまず、聖の外には我をすくふへき人なし。我を弔ひ給へとのたまひければ、聖のいはく、さて何なる善根を修してとぶらひた

てまつるべきと申に、七日の迎講・七日の説法・七日往生講、是等の功徳をもつて廻向あらは、生死はなるべし。若得脱したらば、悦は鎌倉にて申べしとて夢覚けり。聖、此事を(29ウ)かなしみて所望のごとく、ねん比につとめて廻向し、扱此処を立て漸く又国々を遊行しける程に、相模国にいたりて鎌倉のいなせ川のほとりにつく。そのかみ大唐の少康法師は烏龍山にして行ひ給ひし先蹤を追ひて、此聖四輩の念仏を勤め、迎講を取行ひける程に、諸人足を貴ひて種々の達嚟を捧て供養する物盛むなること市のごとし。これによりて一寺を建立し、長日の迎講を始行ぜしより以来、一日として(30才)退転する事なし。今に現在せり。安養院迎講といへる儀是なり。夢に付ておもひ合する者也。しかるに頼朝は天下の將軍にて御坐。彼菩提をとふらひ奉る事、何計の功徳善根もおほくこそ候ひつらん、猶うかひ給はずして願行聖の念仏を所望して得脱し給ひけん。弥陀の利益の余善に勝れたる証拠あきらけしとなり。されば此所望し給へる三種の善根は、何も皆念仏を勧めむ為の方便なり。然るに(30ウ)まさしき其正業たりし称名を修して廻向せんに、何れの亡者が悦び給はざらんや。しかれば今の御願も念仏に下たりしは、不思議と申べきにあらず。但是は諸教の利益の元よりをろかなるにては、争か候へきなれども、此間も連々申候ひつるごとく、仏法修行は説のごとく行しての上こそ、其益はある事にて候に、今度は説のごとく修行の人か諸宗にはふつと御渡りあるましき道理にて候。それは又誰々の御身の上に(31才)も皆覚させ給ふべき事にて候者

を、さ候ほとにかやうの事かとゞき候はぬや。是は諸宗の人々の聞召候御前にては、如法かやうにありのまゝには申かたき事にて候へ共、さりとは法門に私わたくしの会尺かいしゃくをは争か申べき。又は既にかくのごとく現証げんじょう顯あはれ候はん上をは、何とさのみ世を憚おそりて埋う隠かくし候へき。是又念仏者の私わたくしの高名かうみやうにても候はゞこそ、唯他力を頼むと自力を励むとの宗のたかひめによりて、此勝劣は候ぞと申にて候。(31ウ)惣じて善導一家の意は、三毒五欲の凡夫の上になく候。善皆悉く六賊の為に奪とられ、功徳を作とおもへども、水に絵をかくのごとくして、あとかたもなくなる事なれば、他力本願の護持なくしては、我等が功徳の物の要に立事は、ふつとあるまじきぞと定て、判せられ候ぞ、何様あはれ此義が道理にかなひて、かやうの事か候かと覚候。しづかに皆々此趣を案じて御覽候へ。たがひ候まじきと申されたりしに(32才)若干群集せる人々皆信伏の色あらはれて、或は先非をくやみ、或は十念を受なんどして退散し畢ぬ。然るにその時までには猶も導師の仰らるゝ程はおもはざりし。其後連々事のやうを見聞に、げにも人臨終目出度往生したりといふを聞にも、唯念仏宗の中にならではなし。その外にも奇特なる事とおほきは念仏に付てあり。是又記しつくしがたし。

(十) 大進房光運の母靈、百万遍の念仏に依て得脱の事

但ひさしき事どもは申さは、尽期あるべからず。しか(32ウ)るあひだ、近き世の奇特一興を明さん。先去年二月二日の事なりしか、里に大進坊

光運といふ者あり。此草庵に来て申やう、余りに不思議なる事候ほとに申さんとて罷上て候。或幼者あるいとけなまものの候が、旧冬の比より違例候を邪氣にてありと申て、加持して候へは、常よりも増て託して物を申す。是を能々聞候へば、此邪氣は疑ふ所もなく、去年九月に死候ひし愚身が老母にて候。面目なさと申、又罪障つみざらのかなしき冤角申計あやむしやうな(33才)く候。さて其故をたつね候へは、唯弔たぐとらはれん為ばかりなりと申程に、かならずよく弔はんと申て候へば、悦よろこびて彼幼者かひいとけなまものは本性ほんせいになり候ひし。其後我等の心中、此歎なげま余りに先立て、あの辺にて御沙汰候ひしごとく、貴賤男女をえらまず人を七八十人相語あひかたりのて、一昨日晦日に御堂におゐて同音の百万遍を申て候ひし。それにつき奇特出来て候。仕ひ候はんとて雇ひ候下女やとめ念仏半なまはの時分、俄に狂気になり候ひし間、御堂近き小家(33才)に引入て置いて候へは、此狂人申やう、余りに今日の念仏うれしきに悦ばんとて来てあり。新発意愛しんぱちいあいへ呼べと申す。さては今日の亡者にてこそとて、やがて愚身を呼び候ひし程に罷まりて是を見候に、老母にて候ひし者が病中の風情かぜいに一分も違ちがはず候間、又母に逢たる心地して、涙を押へがたき程に候ひし。叔彼が申やうは、此念仏の嬉うれしさによるこびをなし来てあるぞと申て、其弟に喝食かくじきの候ひしを、是へ呼べと申程に(34才)それは四五里隔たりて師匠の許に候者をば何として今日は呼候へきと申に、只今来て内にあるぞ、唯人を遣と申程に、若さる事もやとて、私宅へ人をつかひ候へば、坊主の許より、只今来ていまだ上へもあがらす候とて、やがて其使と共に来て候ひしを、人々不思議のおもひを成し候ひき。即

喝食をそばへ呼寄よせて、髪を押撫おしなで、構かまてけなげにて、坊主に能使とよはれまいらせよなど、念比に物語とも候ひしありさま、申つくしがたし。(34才)其後、物を含むと申ほどに、位牌ゐはいの前なる靈供りやうぐを取よせて、是は御為に進まりせたる靈供なり。是をまいり候へと申に、それは我に手向たるほどに、早朝より喰くて、今は喰処くふところもなきぞとて、別の飯を乞寄こひよせて、すこし喰て押のけて申すやう、靈供をばかならず聖靈せいりやうの食物にて有ぞ、構かまて此分人にも教へてせさせよ。目に見ねばとて何と有やらんと疑ふなど申て、其後御堂の上軒うのきのめぐりに、仏の多く影向かげむうありて御坐おはます(35才)拜おがめとて、虚空へ指ゆびをさし礼らいしていはく、我今はかうにて候。此念仏の功力によりて、仏とつれまいらせて、極楽へ参るべきにて有ぞ、心やすくおもへ、猶々今日の念仏の貴さ弔たぐとらてたびたる嬉うれしさ語かたりてもつくしがたきとて、手を合せ某それがしを礼らいしてなみだをばはらはらとながし候ひしと、語りもあへず。我も又落涙らくろいす。良ありていはく、此事昨日にもまかりのほりて申入べく候ひしを、彼下女かひこが心地醒遣さめやりず候あひだ、事のやうを(35才)見候はむとて、延引えんいん仕候ひき。昨夕より取直とし候あひだ、さても何と有けるぞと、其時のやうを尋候へば、唯目舞心ただめまこころか遠く成て、其後仏の多く光ひかりを放はなて、珠の幡はたをさしなんどして、心もをよばず貴たつとく御坐おはます。が、いくらともなく多く空そらに御坐おはます。て、我を御呼候ひしまではおぼへ候。其後の事は何も覚候はずと語り候。近來このころの奇特成とて、人々貴たつとひ候ひき。それにつき、事新まき申事にて候へとも、先立て御教化けうけに預あづかり候ひしによりて、自身じしんの往生わうじやうおもひさため候。これにより

て今度の念仏をも興行つかまつり候ひて、亡母をさへ助け候事偏に御恩の至り、身に余り候と実^{まこと}にためしすぎなき奇特にて侍るといへり。

(正徳二年版独自文)

是則経に若三途勤苦の所に在ても、弥陀の光明を見つれば、其寿終て後、皆解脱を蒙ると説たまへる。其類なるべし。

十一 大河内禅門、臨終の刻、妻戸に三尊の御影うつらせ

給へる事

次に又当国愛智郡上河瀬といふ所に大河内禅門とて、念仏信仰の在家人ありき。是も去年七月十五日に往生す。然に其日午刻ばかりに歓喜の涙を流し、感歎の声を挙て念仏す。善知識の僧、あやしと思ひて来迎に預らせたまひて候かと問たりければ、いまだ其語も終ざるに、快く點頭にけり。其刻頓て妻戸の扉に三尊の御影うつらせ給ふ。其形常の画像のごとし。其後、一時ばかりを経て、未刻に念仏の声と共に命終す。さる程に、此御影の事、語り伝へ、聞伝へ、自国他国の貴賤上下、十方より参詣すること斜ならず。されば、念仏者の往生することは珍しからざれば事新しく記すべきに非といへども、御影のうつらせ給へることは、甚希なり。其も近年、或在家一向衆の古入道の往生したりしにぞ、その篠板塙に御影のうつらせ給ひけると申伝て侍れ。夫は伝聞るばかりなり。

称名念仏奇特集

是は親子拜見したりし事なり。実に貴と申も疎なり。末代に至ては、何の法の中にか、かくのごとき等の奇特あらんや、扱て以前の条々、或は御鬮、或は夢想等、何も皆冥の告に任て、聊も私なし。其義、既に誓文に及べり。見ん人疑ふことなかれ。能々思擇をめぐらして元より念仏信仰の人ならば、いよく信心を發べし。若また不信誹謗の人ならば、忽に翻邪帰正せらるべし。或はまた自力修行の人ならば〔速に難証の聖道門〕ニ続ク ―引用者注〕

さてく以前条々、或は御鬮、或は夢想、何も皆冥の告に任て聊もわたくしなし。其儀すでに誓文に及べり。見る人うたがふ事なかれ。能々思案をめぐらして、元より念仏信仰の人ならば、速に難証の聖(36ウ)道門をさしをひて、易行の浄土に趣て、此度生死を出給はむ事、尤、仏道修行の本意なるべし。されば天台の眞座主の消息、我仏を念ずれば、仏我を照し給ふ。ひかりをかうふる者、誰か罪障残りあらん、覚計易き行を無数劫のあひだおもひよらざりけるかなしと。時すぎたる智慧禪定を修せんよりも利益現在なる光明名号を称念すべしと書給へり。然るに此座主は名譽の智者にて御座ければ、自力得脱の難(37才)叶(37才)事を存知給ひて、偏に他力本願に歸して、自己化他の要行とし給へり。上古の人だにも猶もつてかくのごとし。況や末代の愚人自力の出離を期せむ事、尤、覺束なし。都て難易勝劣の法理時宜相応して教行におゐて経論の明文と云、現在の証拠と云、雲泥水火の

ことくして言をつくすにをよはざる処なり。しかるを、人多まよひて如來の教法の何れか疎かならん、皆生死解脱の爲なりといひて、法の難易をも不弁、機の(37ウ)堪否をも不レ計、唯暗の中に行ず。あまさへ習氣煩惱にくらまかされては何成理を見聞とも、さてわづかに悟る心もなく、唯はじめよりおもひそめし法をば、あらためじとのみかたまりて、或は自法の成就しかたきとは心得たれども、念仏とても又やすかるべきにあらずとおもひ、或は名利の望み深きゆへに、人のいみじかり貴とかるをのみ本意とおもひて、是あらためざる人もあり。此等のごとき人々は、あらためざるを高名(38オ)におもひて、若適々機教相違の過をおそれて、是をあらたむる人を見ては、未練なり、無下なりといふ。唯は後生のかなしみをおもはず、無慙無愧のいたす所なるべし。なんぞ百千万人にいみじかられ、貴とまるゝとも、實に生死をはなれかたきにおゐては、其修行何の所詮ぞや。但念仏を行せざる人に大きな道理一つあり。それをいかんといふに、唯本願、他力の趣をよくく聞得ざるゆへに、念仏往生の極めて易を知らざるがゆへに、思ひ付心な(38ウ)きによりて、實に此むねを知らざらん程は、全く念仏の申さるゝ事あるべからず。もし是をしらんとおもはん人は、浄土門を習ひたる人にとつぬへし。何なる智者学匠なりといふとも、今程の聖道門の学者は存知がたきをもむきなり。もし是を聞得れば、不レ励にをのづから申さるゝ念仏なり。かならずさきのひがことを悔る心も発るべし。芭蕉泡沫は人の身なり。かねて是を尋ぬべし。されば浄土宗の和漢の祖師は(39

オ)皆是聖道門難行の法をさしをきて、浄土易行の道に入給へる人なり。誰か是を未練なりといひ、無下なりと申さんや。實に賢かりし人々は皆かくのごとくぞふるまひ給ひしが、機と教とをかんがへて、我が機根に成就しがたき法をさしをきて、他力相應の法にもとづくこそ、實に後世者の振舞なり。心あらん人々はみな是を褒美すべし。若此類を無下なりと誇らむ程の沙汰のほかの者どもには、讀られたらんぞ恥(39ウ)成べし。されば孔子の言にも、善心あるにはほめられ、善心なきにはにくまれよとこそ侍りけれ。是則、世は似たるを友にして嘆るならひたるか故なり。但其世間の謗譽は兎も角もありぬべし。謗ともあながちに痛むべからず。譽られても亦何かせん。唯此念仏門は返々も又他の心なく後世をおもはむともがらの善僻なくをもむきて時をも身をも難行をはからず修して、このたび、たまゝありかたき人界に生れ、さばかり(40オ)あひがたき弥陀の誓を捨て、又三途の旧里にかへりて生死に輪廻して多百千劫を経むかなしさをおもひしらん人の為を申すなり。若又仏法をば修行すれども、今生の名利を本として渡世の爲にせん人におゐては、いろひがたき者なり。六賢く。

或人集の興を見て難じていはく、かしこかりし人々、皆聖道門を捨て浄土門へ入給へるぞといはゞ、さては聖道を捨給はさ(40ウ)りし昔の大師先徳をば皆悉く愚なりとおもふへきや、いかん。予こたへていはく、是は機教相違の過ある旨を示し給へる浄土宗の祖師の振舞をほめた一往の言也。しかりといひて聖道門の修行に達し給へる大師先徳の

其修行を捨給はざるを愚なりといかでか申侍るべき。されば恵心先徳の言にも利智精進の人は、いまだかたしとせず。予がごときの頑魯の者に敢むや、此故に念仏の一門に入るとの給へば(41才)大師先徳のごとくならん利智精進の機におゐては、未代たりといふとも、聖道門の出離、何ぞかたしとせん。但予がごときの頑魯の者はとの給へる語、深心をとらむべし。誰か末学の中に恵心に勝らんや、尤も恐るべし、尤も慎むべし。況や又彼大師先徳も外には仏法の恵命をつがむか為に、頭密の修学を捨たまはざるに似たれども、内証は皆弥陀を念じて安養に往詣する事をもつて出離の最要とし給へる事、南岳・(41ウ)天台・慈恩・妙楽等の諸大師解尺すこしきにあらず。されば又此等の諸祖最期臨終の時は、弥陀の名号を称念して終りに給へる事、伝記の文分明也。しかれば此等の諸大師は自行化他ともに称名をもつて旨とし給へる上は、聖道門の修行を捨給はざるは、申かたき者をや。縦ひ又弥陀をすゝめ唱へざる祖師御坐とも、其利智精進の上機たる上は、出離何ぞあやしみとせん。然といひて未代愚鈍の下根、其(42才)まねをして時機相応せる易行の念仏をは、勤ずして跛人に誓へられたる我身の程をはからず、聖道自力の難行道にをむきて、遂に道に行ふ事あたはずして、永く生死の家にとゞまらんをば、愚癡のいたりなりと申さんは、何のあやまちかあらんや、但又衆生の性の習ひ不同にして法を取事異なり。是皆過去の縁による。をよそ弥陀に縁深き人は愚なれとも是を信じ、縁なき者は教れとも信(42ウ)せず。或は又よく教る縁に逢ざるがゆ

へに信せざるもあるべし。かならずしも賢愚利鈍にもよらざるをや、唯是往生の期至り到らざるによりてなり。しるべし、かなしむべし、喜ぶべし、唱ふべし。南無阿弥陀仏。南無阿弥陀仏。南無阿弥陀仏。

称名念仏奇特集本終(43才)

称名念仏奇特集末

追加

沙門隆堯記

(十二) 西塔喜樂房法印秀覚、隆堯の草庵に来て法談の事)

一、応永二十九壬寅七月二十日山門西塔東谷喜樂坊法印秀覚、此草庵に來りて申され候やうは、奴も是に山居させ給ひて後、参度事いつも心中にさしはさみながら、兎角うちすぎ候ひき。然るに不思議に今までながら候へば、命の内に今一度見参に入らんとて参りたりと云々。某申すやう、仰のごとく、いまた同世(1才)に在と申ながら、胡越をへだつるがごとくにして、既に今年は早二十余年向顔し奉らずとおほえ候。積鬱大山のごとく候。就中先年の比、坂本におゐて御合戦あるべきとて両方の御勢ども数輩上り集て、坂本の騒動なのめならずと承りてよふ。身は山林にありといへども、心は捨やらぬならひなれば、昔の事どもおもひいでられ、いかばかり心許なくぞんじ候ひき。然るに(1ウ)御敵武門にはかなひがたきによりて、弓矢の義理をそむきかすめて、

公方へ訴へたてまつる。これによりて上意に背かせ給ひて、越州平泉寺へ御没落とかやうけたまはり及びし御いたはしき、是にて甲斐なき泪をながし候ひき。しかりといへども、虚名永く立ざる習ひにて、程なく御理運上聞に達し、御敵方又次第に上意にそむき、遂に公方として永く御治罰あり。御身をは即かくのごとく召(2才)帰さるゝ。かやうの御浮沈の御事ども、是にて伝へうけたまはる心中の憂さ、喜目さをろかならず。しかりといへども、此身におゐては、中々無益とぞんじて、遂に一通の愚状をだにもさげす候ひき。定て心得ざる者と覺しめし候らんとぞんする処に、其御恨みものこらず、あまさへむかしをわすれ給はで、はるばると此山中まで御尋ねにあづかる御情、ありがたき又めつらしき、彼といひ(2ウ)是といひ、つらく手のまひ足のふむ処をしらず候とて、たがひに多年つもれる事どもを書崩して申うけたまはる。其後某申すやう、扱も御年をかながへ申すに、今年にはや五十一にならせ給ふとこそ覚候へ、既に六十の員に入らせ給へり。御余命今は畿もましまさじ。又山王大師の御恵みになはせ給ひて、ふたゝび吾山に帰り面目の眉をひらかせ給へり。御身の望み、是までなり。今(3才)心しつかにましくて、偏へに來世の立候へかし。何の時をか期し給ふべきやと。其時法印のいはく、此御言は尤同心せり。されは何も御身の棲ひのみ浦山敷ぞんずるなり。元より聖法師の身、何に心のとまり候べき。唯今なりとも籠山なむどもせん事は、やすき事にて候へども、隠居は仏道修行の為なるに、彼頭密の修行いづれを聞にも、われらが機根成

就すべき事にあらず。されば、いたづらに(3ウ)ひじりたる身ならずとおもひて結縁の為に、かたのごとく真言は行ふよしなれども、是にて正しく出離すへきとも存せねば、隠居して法を行ぜばやとおもはれず。又念仏は易行なりとは心得たれども、それもいかやうにして往生すべきとおほえず。彼是唯むさくとして明し暮し候なり。しかるべき道あらは、一端教へしめし給へと。其時某申すやうは、われらも立入たる事は、存知候はねども、仰の(4才)ごとき聖道門の修行は難行にして利智精進の人の説のごとく修行して成就すへき法なり。未代下根の出離は、ひとへに他力往生に限れりといふ事はいかなる人も、皆存知せり。然れば経論の文証明鏡なり。御心を静めて聞給へとて、祖師の法語を取出して、聖道浄土難行易行時機相応の法理、念比に是を誦聞す。爰に法印、忽然として信伏の色あらはれて即みづからの給ふやうは、他力本願(4ウ)の理り、唯今はじめてあきらかに承りひらきぬ。不審ごとく晴候上は、往生極楽うたかひなくおほえ候。所詮自今以後におゐては、偏に本願を頼むへく候。

(十三) 同法印、御關に依て三千座の護摩を止めて、一向に念仏せらるゝ事)

但今度越州在国の時、白山におゐて秘密の行といふ大行を致せり。其行の中に一つの願を立たり。若再び帰山せば、山上におゐて三千座の護摩を焼べし。此願を果さずは叶ふべからざる事なれば、いかやうにも其以後

には一向(5才)に念仏すべしとの給ふ。又某申すやう、聖道浄土難行易行の勝劣時機相應の理り、唯今の聖教事をつくせり。若能聞分給ふならば、唯其護摩を止て、一向に念仏し給ふべし。若其をましまさずむば、唯今の聖教其益なきに似たり。抑何れの仏力時宜相應の決定成就すべき法を嫌ふて、機の教をあひそむきて、成就しがたき法を好み給はんやと。其時法印大きに驚きて、それこそ(5ウ)おもひよらざる事にて候へ、其故は先に仏神に約束を違る事、誰か恐れざらむや、其上修行の中の立願は、賞罰ことにあらたなり。若聊かも是を違へば、立処に冥罰をかうふるべし。争か是をはとむべき。其上たとひ護摩焼とも、隙には念仏申べし。然るを一向にやめん事、夫仏は一仏一切仏の道理にて、諸仏は慈悲平等に御坐せば、成就しがたき法をさしをひて、決定往生の念仏を行し給(6才)はん事、全く大日如来不動明王の仏意にそむくへからず。此一段におゐては、冥慮摩の内を見るかことし。是若仏意にそむく御罰有べくむば、唯某に掛させ給へ、愚僧が掛り申すべし。然れども、猶も不審に覚しめさば、御本尊の不動の御前にても候へ、御圍をとらせ給へ、かならず念仏すへしと下候べきと。又猶法印のいはく、今仰られつる趣、冥慮の方はさもこそ候らんめれども、又此別行(6ウ)の企は、既に三塔にも粗存知せり。殊に此間多く人々をめしよせて、乳木檀木以下の類、一向此経営なり。今は爐壇等まで塗立て、来月に入らば、はじめ行ふべし。其以前にて、是へは来せり。しかるに今はをやめむ事、三塔の口遊、万人の嘲笑と成べし。思

案しても御覽ぜよ、何として今是をはとまり候べきと。其時某も心の中に、げにもさぞ難儀におはすらんとは存すれども、人の寿後を期すべきにあら(7才)す。今此次にて申おらすむば、定て後悔もあるべし。且は一大事なり。もだすべきにあらすとて、又某申すやう、此御意もつとも御理りなり。去ばこそ御圍をばとり給へとは申せ、御圍に候はん上は、誰か申がたかるべし。其上唯今の御意の趣を案じて見るに、勿体なき御心中なり。其を何と申すに、今うけたまはる趣は、御圍をとらば、若護摩をやめよとや下りすらん、護摩をやめては、人のあざけりと成(7ウ)べし。しかれば、只御圍をとらすして、押て護摩を焼むとなり。去時は冥慮には背かばそむけ、人をだにも叶はざといふ御所存に当れり。さやうの御心をもつては、何の法を行じ給ひても、仏よるこはしく思召候はんや、人目の為にあらす。仏道修行は仏の御心に契はむ為にこそする事にて候に、其方の御意はかいさまに御渡り候ひける。此御心中なるへくむば、何事を申とも違ひ候はんずれば身の口入是まで(8才)にて候。其上の事は何とも御心に任せ給へとて、引退ひて高く念仏うち申て居たりしかば、其時法印、理とてからくと打笑、今うけ給はりつる返答は、一言も陳すべきやうなく候。去ばとて我も冥慮より人儀を本とす。争か思ふべきなれとも、げに仰らるれば、さに当れるあさましさよ、げにも御圍を取まじと云たる道理はあるまじき事に候。今は二つともなく御圍に成べく候。さてもかやうに思(8ウ)ひ入ては、誰か教訓候べき、げに真実の御志に候とて、うろくと泪を浮べ、

何様御鬮の御左右をば山上より追て申すべしとて登山ありけり。其後如何と覚る処に、八月三日に山上より状来れり。其状に云く、御鬮給りて大慶、此事に候、くわしくは別紙に注進すと云々。彼別紙の状披見する処に、其状にいはいはく、(壬寅)八月一日(午ノ尅三)御鬮の次第、一には立願の護摩をやめて一向に専修念仏すべし。(9才)二には立願の護摩自身に焼べし。三には立願の護摩を代官をもつて果して自身は念仏すべし。右此三ヶ条の御鬮を作りて、釈迦堂の内陣に入り、仏前に捧、是を祈念していはいはく、あふぎねがはくは本尊大聖、釈迦如来ならびに満山の護法聖衆、次には白山妙理権現、又は彼平泉寺に御坐所の仏神等、唯今影向を垂て此心中を哀愍して納受し給へ、此身相応の御鬮を下させ給へ、唯今の(9ウ)御鬮をもつて正しき如来の直説をあふぎ奉るへしとて、一の長講を召出して、此御鬮を申下して、合掌礼拝してうけ取、恭敬頂戴して拝見するに、第一番に一向専修の念仏せよとの御鬮なり。其時忽然として不覚の涙をこぼし候ひき。去ればかやうに能教給ひける事をしらずして、兎角住居候ひしこと、我ながらはかなく覚候。かしくぞ、それへ参り候ひき。御教訓なかりせば徒ら勞して功なきがことく(10才)成べきを、今は後生は申にをよばず、今生も心やすく覚候。二世安樂しかしながら貴方の御恩なり。三の鬮を下し給はずや、これ仏意のやうは、唯護摩をば一向物の教にも覚しめさず候ひける仏意をもむき分明に聞へ候。それにつき候ひては、我等も元より自法は成就すべきとおぼえず候へば、内々は念仏に心をかけ候ひつるに、今は

いよくおもひ定候。扱も、此事御鬮にて候はずは、いかばかり貴方(10ウ)をも難じ申べく候へども、今は兎角申へきやうもなく候。さりながら上根の人には護摩の鬮下べく候かと申さむとすれば、彼法印の御房の御事は、伝へうけ給はるに利根聡敏にして道心も堅固に機涯普通の人に勝れ給へり。されば白山にて御沙汰候ひける秘密の行と申は、正月の時分彼白山に登り三七日断食して後、ふり積る雪の底に身一つ入る程の房を作りて、其内に籠居(11才)して絹綿をたち言語する事を禁めて帯をもとかず横寝をもせず、食物は手の内米半分をもつて一日の食として塩氣をだにも食せずして、百日夜昼行ふ事にて候なり。それは小縁の人のすべき能作にあらず。かゝる大上根にして、しかも道心堅固にましますを、是は下機の故にこそ護摩の鬮は下りずして、念仏の鬮は下りたると申さば、扱誰か今程是に勝れたる人のあるべきや、まして我等ごと(11ウ)きの浅増き下機の為の是はよき教訓にて候。人をはしらす、愚僧におおては、無二の念仏をたのみておもひ定候と云て、某申すやうは、此方か申さんと思ふやうに心得給へり。有がたく覚候とて互に随喜讚嘆しをはりぬ。

追て注す。かくのことく記して彼法印に對面の事有しに、或人のいはいはく、良俊法印なり、唯今喜樂坊の聞候処にて是を説給へかしと、予にいはいはく。是はこはき御(12才)所望なり。もし不実の言の候はんには、唯今御不審に預るべきなり。さりながら、わたくしなく候へば、此御所望こそ本望也とて、是を説たりしに、法印聞畢て申され候やう、能覚させ給

ひて候。我等は細にもおぼえず候ひつるが、今是を聞候に、一言もたがはず候。ことばに私なき処、余の条々までも是に准じて知ぬべし。

(十四) 良俊法印、御闍に依て観音経并に大般若等を改て念仏に作事)

一、鈎の真法坊法印良俊は、古法印良運の時より毎年正月九月には、人を(12ウ)集て同音の観音経を一万巻誦誦す。爰に愚僧、法印に對面の次でに申すやう、さても秀覚法印の御闍、奇特かくのごとし。されば現世後生の祈に今程は念仏にすぎたる事有べからすと、祖師の言にも候へば、唯御坊も一万巻の御経を百万遍の同音の念仏に成し給へかし。若なを冥慮心許なくおもひ給はゞ、是又御闍を申させ給へ、かならず念仏に下り申べく候と。其時法印のいはく、此御経の事は(13才)唯先師の申付をたがへしと存ずるばかりなり。げにも善根は仏の御心に契はむとてする事なれば、唯御闍を進らせて兎も角も仏の御意に任すべし。猶も人に信心を發さしめん為に、態と阿弥陀仏の御前にてはとらずして、弘法大師の御作等身の愛染明王の名譽の奇特なる事御坐、此御前にて闍を取、應て百万遍に下りたり。其時又おもふやう、扱は毎年正月に真読の大般若并に日(13ウ)吉七社の八講も同先師よりの勤行なりといふとも、定て念仏には劣てそおほすらんとて、又山王大宮の御前にて闍をとる。是も同唯念仏申せと下りたり。これによりて真読并に入講をとゞめ、毎月同音の百万遍になす。次に又毎月十六日兩度の法華講、是も同

称名念仏奇特集

御闍にまかす。二十五三昧にあらためたり。されば法華經一部は終日の勤行なり。三昧一座は半時ばかりの逗留(14才)なり。かほとに行じやすくして、しかも仏の御好みを、今まではおもひよらずして、多年此等の行苦をあらためざりつる悔しさよとそ侍りける。扱もく此等の御闍にて仏神の念仏を愛樂し給へる事、余善に勝れたりといふ事、暗き処なし。これすなはち末世相應の利益、此法に限れるを、いかむといひなすべき、誰か是をうたがはむ。さればもとより仏道修行のこころざしもなく、いたづらに明し暮す輩に(14ウ)おゐては、言にたらず。扱随分に発心修行の道に進めて多年功勞いたす行業の機教と相背て、むなしく其益なからん事、心も有らん仏法者なんぞかなしまざらんや、されば善導大師は教門は一道一途にあらず。若機に入るに契はずは、功すなはち徒に設けなんとて経蔵に入て手にまかせて探り取に、無量壽觀經を得給へり。又禪の祖師智覺禪師は宗鏡録二百巻を造て、禪法の綱要にそ(15才)なへられけれども、猶自身の臨終の大事決定成就の法におもひわづらひて、闍を取るに、一には万善同修の闍、二には一向專修の闍なり。仏前におゐて是をとるに七度に七度ながら念仏の闍を得給へり。上古の利人猶もつてかくのごとし。況や末代の鈍者をや、能々我身の機分をはからふべし。若猶みづからはからひがたくおもはむ人は、すみやかに遍見の執心を捨て、憲法の御闍を取らるべし。努々(15ウ)一旦の名利を求めて多年の行業をむなしくする事なかれ。

(十五) 當禪房法印、薬師仏の示現に依て一向念仏して往生の事

一、当国栗本郡 駒井の図の内、大萱といふ里の大御堂の本尊は、薬師仏にて御坐。是は昔、天智天皇の除病の御為に安置申させ給ひける御本尊として名譽の験仏にて、いまだ其形像を拜みたまつる人なし。爰に當禪坊法印當助とて真言師の老僧ありき。毎日此御堂におゐて、行法をいたされけり。然るに応永(16才)二十三年二月一日の夜、夢を感じり。其夢にいはいはく、例式の行法の為、先彼礼堂に指入て見るに、例ならず内陣の灯明、殊の外にかゝやきしを、惟しとおもひて即、内陣に入て見るに、老僧の貴げなるが一人御坐て、釣火鉢のやうなる物に火を夥しくをいて左の御手にかけてたり。右の御手には焼金を持給へり。おそろしとおもふ処に、則しさし寄て、法印の右の手をしかとらへての給はく、汝多(16ウ)年のあひだ我前におゐて行法をいたす。其ころざしの程はうれしけれども、其行と内心とかつてとのほらす、内外あひそむきて観念更にならざるあひだ、一分も我其行法におゐて受ざるなり。所詮向後は唯其行法をとめて念仏を申すべし。若なを此儀をそむきて行なふ事ならば、此焼金をあたふべしとて、焼たる金を既にさし付給ふへき御気色見へければ、大に驚て、ともかくも仰にまかりしたがふへきと申た(17才)りければ、すなはちよろこび給へる御気色にて実などの給ふ。さん候と申す。さらばとて御手をはなし御厨子の内へ入らせ給ふと見て、夢さめにけり。堂に臥たる人までも驚はかりにおびへけり。おそろしくともいふはおろかなり。夢と申すべきやうなし。唯

現在のごとくなりければ、且はおそろしく、且は嬉しくおほえて、應て給像の阿弥陀仏を一誦むかへたてまつり、おなじく鉦鼓一丁もとめて、其後は余行をやめて一向に念仏せられ(17ウ)けり。其後応永三十一年十月の初比より聊か違例あり。京都にも弟子一分の者多かりければ、則かきのほせたてまつり、色々療法をくはふるといへども、老病の上壽命かきりやありけん、同十一日に京都より下向ありて偏に臨終を相待、同二十一日に弟子等十七人を前に呼集て、我は今日必往生すべしといひて、かたのごとくの遺物して、面々に分てあたへて、其後西の尅の終程に沐浴して、袈裟ころもをちや(18才)くし、本尊にむかひて念仏せんとせられけるが、硯を乞寄て一首を詠す。

つゐにけにかきり有へき命そと おもひしことの今になりけり

と書て、其後は直に念仏にて亥の尅の終に端座合掌して念仏の声ばかりにて、ねふるがごとくにして息絶畢ぬ。春秋八十二歳なりつるほどに奇特なる往生の人にて、十方より群集せる程に、結縁の為三ケ日置たてまつり(18ウ)二十四日に葬すと云々。情又此事を案するに諸仏一同に名号を勧め給へる事、今此薬師如来の示現に知られたり。又此夢想は彼法印一人の身の上ばかりにあらず、諸聖道門の人々の亀鏡成るへし。況や彼法印は若年より七十有余に至るまで、久しく修練行の功を積み、あまさえ諸人の師範として、一宗の法灯なりと信せられし其勤行すら猶仏意に契はず。況や自(19才)余の人々の行法におゐてをや、かくの

ことくのいましめに預らざる事は、唯我が悪業おもきゆへに、仏に機縁薄くして、感応にあつからざるによりて、全く其勤行の仏意に叶へるにあらず。されは彼法印の夢想をかうふり、往生を遂られたるをば、誰か是を仏意にかなひたる人とはいはざらんや、これをもつて知ぬべし。扱も仏意の趣はかくのごときと、すてに存知なは何ぞ我も其儘にふるまひて、仏意にかなひ(19ウ)往生を遂むとおもはざらんや、但其ほとけの御好みなりとは、存知たれども、修しやすき善を修せず、やめかたき悪のやまさるは、ちからなき凡夫の常のならひなり。是は難行の法をやめて修し易き念仏をぎやうぜよとの御すゝめなり。しかるを若難行を好て、しかも仏の御意にそむかば、二重の損成べし。此道理におゐては、異論なしと口にいふ人はおほけれども、正しく其儘振舞人は希なり。是は唯凡夫の(20才)ならひ、習気あらためがたしといふも、真実にかかく後世をおもふころさしのなき無道心なるゆへなり。左やうの人は何成奇特を語りてきかせても無益なり。若まことに後生を大事とおもはむ人の為に、又是を記録する所なりと云々。

(十六) 月輪院慶覚律師、山王の宝前にて御圖の事)

一、月輪院の慶覚律師は山門住侶普代の大名なり。頗三千の衆徒の棟梁ともいひつべし。然るに深く弥陀の本願をしんじて念仏せらる。これによりて某に対面(20ウ)のころさしあるよし、連々所望あり。依て応永二十三年三月二日に

(正徳二年版独自文)

来臨あり。対面し奉る所に、念仏に就て不審の条々を一つ書にして、懷中に所持し、是を取出し、十余箇条の疑問を挙げたり形のごとく一々に是を決し畢ぬ。其時律師のいはく、往生の一段に於ては、元より疑なく候といへども、此等の条々多年の不審に候ひき。然るを今悉くに以て晴候ひ了ぬ。いよく本願称名の理、仰信の外他事なく覚候。夫に就候ては、希得三五の雑行を加へて、往生の果を不定に存ぜんより、一向専修に行して、百即百生の巨益に預らばやと思ひ候なり。山坂本辺にてはさやうの振舞、人に似ざるへく候か。然らば若き者どもの例時懺法の勤行など候はんをば、強に禁制するまでなくとも候べき歟、いかん、宜く御計にしたがふべく候と。某申すやう、此条愚僧に御尋候はんに争か雑行を制し申さで候べき。さりながら一向専修に於ては、山上辺の御事は仰のごとく難じ申さるゝ方様おほかるべく候か、殊に大名様の御事は事にふれて其憚おほくましますべく候。御信心すでにかくのごとく一向に本願を憑申され候上は、機嫌の爲の余行はたとひ参社入堂など御勤候とも、悉く弥陀に回向して往生極楽と祈り給はんをば、争か雑行の機と申さんや。且は人の身に依るべき事に候歟。但し此等の進退淺深いま是にて計ひ申しがたく候。其故は雑行に於ては一向に制し申さば、人口憚おほく候。許し申さば

仏意又如何、両やうに其痛み候。然れば先達も皆さるためしを告候へは、是も唯山王の御前にて御鬮を申て、御定候へしとこそ存候へ、御鬮はさためて専修に下り候へし。其時は諸人難破にをよふべきにあらす候かと。其時律師、此儀もつともしかるへく候とて、退出せられ畢ぬ。又其後同宿にて申給ふやう、信られ候ひつる御鬮の(21才)事、後証の爲にもと存じて、祇直殿を同道候ひて、大宮の宝前におゐて専修雑修の鬮を取り奉り候に、一向専修に行ぜよとの御鬮下候。神慮其の御案にたがはず候へは、いよく其の御事ありかたもおもひ奉り候と云々。御くじ又覚悟の前なり。伝へ聞し人々は、是を信ぜよ。追て注す、かくのごとく御鬮を申て後、雑行猶し元のごとくなりければ、近付人申ていはく、既に神に尋ね申され候上は、その(21ウ)まゝにそ御沙汰あるべきに、是は神をあざむき申さるゝにて候をや、もつたいなき御ふるまひ候と申に、何様金勝寺へ今一度上て、猶能たづね候はんといひて、承引なかりきと云々。さやうの御罰にや、不慮の横死出来して、公方におゐて命をうしなはれき。去ば御鬮を申さん人は、かねて能おもひ認め、鬮を取ぬべし。御鬮の儘にふるまふまじきは申すべきにあらざる者なり。依て後代の人心得の爲に、これを注する者(22ウ)なりと云々。

(十七) 大喜房永雅、観音の靈夢を感じ念仏に帰する事

当国野洲郡欲賀の大喜坊永雅とて山徒ありき。此人は観音経を信じ若き時より五十余に至るまで読誦の功をつむ事、既に十万余巻なり。其

外、人に誦せしむる教をしらす。然るに応永三十五年五月の比より、所勞の事ありて同き六月晦日に円寂ありき。爰に彼人病中に夢想を感じて自筆に書る状に云く、今月三日の夜半過程に見る夢のやう、漫々(22才)たる海のはたに、円月に薄霞二三重引おほふて晴す。其苦み忍びがたしといへども、せんかたなく居たる処に、虚空に声ありて、唯念仏を申さば助くべきそといふ音す。やがて其教へに任せて、念仏を申にたちまちにおほひたる霞はるゝとおもひて、打驚きけり。是全く山王大師満山の三宝も照覽し給へ、虚言にあらす。然ば貴さの余りに其刻にやかて看病人あひとともに同音に念仏す。(23才)是ひとへに十萬巻の読誦の功によりて、観音の告させ給へると覚ゆるなり。もし万に一つ今度存命せば、念仏の外は他事あるべからすと云々。此夢又法理に相契へるをや、其故は無智の読誦結縁、実に貴とむべきといへども、其功争か妄想転倒の雲はれて、法性真如の月輪を頭はさむや、されば大論に云く、読誦をこのみ義趣をしらずは、春の蛙の水の底にかまびすしきがことし(23ウ)といへり。天台には義趣を解らず、読誦の功德欲界の善根も得ず、猶し無色界の善根声聞縁覚の善根をも得べからず、何に況や無上菩提をやといへり。然は唯まづ一向に念仏して弥陀の願力にすがり、往やすき彼無生の極楽浄土に生ずる事を得て、其胸の上なる霞をはらひて、心地の月をあらはせとの観音の御をしへこそ、誠に賢貴の御はかりことなれ、是に付、おもひ合するに経にも、至(24才)心称念我此名号但心専念我本師阿弥陀如来と説我を念せんよりは我本師阿弥陀如

来を称念せよとの給へり。其御言は今のをしへと符合せり。誰かは信せざらんや、此等の法理の事あらたに申立るに及ばすといへとも、今の夢想を次でにて、一端これを記する而已。

(十八) 太夫といへる若法師、観音の宝前に御吼子して専修に入る事)

一、永享三年四月二十一日に栗本郡蜂屋の妙輪坊教覚我庵に来て語る(24才)やう、聊か宿願の事候ひて、この春清水寺に参籠つかまつり候ひて、百万遍を申して候ひしに、絵所當時無双の上手、粟田口民部法眼が子に、太夫と申して若き法師候か、是もおなじく参籠候ひき。其につき候ひて愚身は先立て御教化にあづかり候ひて後は、余行を仕る事候はず。殊に今度百万遍を申事にて候へば、阿弥陀経をだにも誦せずして、一向に念仏(25才)ばかり申候ひき。彼御坊は見候へば、念仏を信仰させ給ふけに候に、おなじく余行をやめて、一向に念仏申させ給へかし、雑行とて余仏の名号を唱へ、余経を誦をば、念仏宗には嫌ふ事にて候物をと。其時彼仁申すやう、我もさは心得て候へとも、誦付たる経にて候ほとに、捨がたく候ひて、かくのことく候といひて、猶も承引せず候程に、去ば唯此観音の御前にて御鬮を申て、兎も角も定給へと申(25ウ)て候へば、子細なく領掌は候へども、それも猶無沙汰候程に、御くじをたにも取たらば、かならず専修に下りむざる物をとぞんするあひだ、しきりに御鬮を勧め候処に、或時さらば御くじを取て見候はむと申

す程に、今はかふと存て、愚身もあひとともに仏前におみて御鬮をとりて候へば、案のことく、三度に三度ながら一向専修に行せよといへる御鬮下り候程に、奇特ありかたく候とて、随喜讃嘆して、各(26才)房々へかへり畢ぬ。さて次の日又日中ほどに、我等か房へ彼仁来て申候やう、扱も昨日の御鬮のありがたき、それにつき猶言語道断不思議なる事候。但我等の所存余りに未練に覚しめし候はんあひだ、かたり申すも面目なく候へとも、又かほどの奇特を蔵し申さんも冥慮おそろしく候程に、憚りながら申候。昨日の御くじ三度まであらたに下り候上をうたかひ申すにては努々候はねども、今まで書付候経を(26ウ)今日より永く捨候はん事の難義さのあまり、なんほうきたなき心にて候ぞ、もし経を一向に捨るまでは候はねとも、時々読むはくるしからず候かと、今一度たつね申さはやと存て、あの瀧の上の小御堂の観音はことにさる由緒とも承りよふ子細候程に、今朝又僧を同道仕りて、彼御堂に参り、又御鬮を三度とらせ申候へば、一度もたがはず昨日のことく三度ながら唯余行をやめよと下り候。此御鬮をはかくし申て取(27才)たる事にて候へとも、余り殊勝さに発露懺悔の為に白状申候上は、向後万一雑行を仕事候はゞ、当寺御本尊の御罰をかうふり、今生後生むなしくなるべく候。是は唯われらの信心をかたむべき御利生と覚候。是しかしながら貴方の御恩なり。ありかたく候とて、我房へかへり候ひしと語る。是不思議の奇特なり。

(十九) 持善房豪運、不動の宝前に御吼子して懺法を止めて念
 仏になす事)

爰に持善坊豪運とて、当寺の住僧あり。此物語を聞いていはく、惣じて今
 程何の仏神の御前に(27ウ)ても候へ、念仏と余行との中に何れをか
 行ふべきと御鬮を申さんに、念仏に下りずといふ事あるまじ。げに候我
 等も先立て度々この御くじを申て候ひしに、何度とり候も念仏ならでは
 下りず候。かやうの事は御信仰の御前にて語り申せばたがひに随喜讃嘆の
 利益も候へとも、不得心の者に聞せ候へば、中く損多く候ほとに、ひ
 ろく人には申さす候へとも、今御信仰の御前にて語り申候。所詮当寺は
 聖道所の事にて(28オ)候ほとに、惣じて勤の事は申すに及ばす候。
 又私にもころざし有ほとの人々、みな持仏堂にて例時懺法の勤行を
 つかまつる。われらも其分にて候ひしかども、近年は本願の趣きをばく
 わしく承り候。是ならでは、われらか出離の道あるべからすと深く
 おもひ取候あひだ、余のつとめは物くさく候。但交衆の身にて候に、懺
 法をとどめて念仏を申す不思議なりとなと申す。難破も候ひては中々
 あしくもや候はんずらんと(28ウ)存して持仏堂の本尊不動の御前にて
 御鬮をとりて候へば、三度に三度ながら唯懺法をとどめて念仏を申せと
 下り候ほどに、其後は余経をやめて阿弥陀経に念仏を申候。是一つの
 奇特にて候。

(二十) 同僧、番神の宝前に御吼子して一向に念仏する事)

次に又去月の比、永々在京つかまつり候ひしに、檀那にて候人、親の三
 十三年忌の追善に、如法経を行ひ候。其経の数に駈入れられ候ひて、
 不慮に如法経を書て、山上よりも経衆達数輩下向せられ候ひき。それに
 つき(29オ)我等が事はいつも内行には念仏ならでは申さす候ほとに、
 懺法の隙には三十番神の御前にて、ひそかに念仏を申を、山の人々見ら
 れ候ひて、何勤めをはするぞと問はれ候ほとに、何心もなく念仏を申候
 と申て候へば、此道場は法華一行三昧の砌也。法華経誦誦などはし
 かるべし。其外の余行はしかるべからずと申さるゝほとに、心中はさら
 に承諾せず候へども、智者顔をして、人の成敗する事を兎角申すべきに
 あらずとぞん(29ウ)じて、やがておほせにしたかふへきとは領掌つ
 かまつり候ひき。さりながら愚意にぞんじ候やうは、山上は頭密の法門な
 むどは、さこそ目出度存知給ふとも、念仏は殊に仏神の納受し給へる事
 を申さゝらめ、但一行三昧の道場とかやいひて、やうがましげに申さ
 るゝに智者の言をもちゐらずして、又慢心にもあたるか。しかし、唯御鬮を
 まいらせて、神に尋ね申すにはと存して、三度とるへき為に、一二の(30
 オ)鬮を六造りて道場に入り、番神の御前にて進しまいらせて、一なら
 は念仏を申さむ。二ならは彼申さるゝごとく念仏をやめむと申て、是を
 取候ひて度ごとには、ひらかずして三度の御鬮を先取をき候ひき。後に
 かたはしよりは是をひらき見て候へば、三つながら皆一の鬮にて候ひき。
 元より神念仏を愛樂し給はむ事は、覚悟の前にて候へども、かほと冥の

あらたに我等式の者の取候御圖も(30ウ)かやうの奇特の候事よと存じて、感涙をもよほし候ひき。さ候ほどに其後は弥猶念仏を申て候。されば山家の人々は、他力本願の理、善導一家の心をは、更にしられ候はざりける。其後も念仏の事を申さるゝを聞候へば、此等にてうけ給候をもむきにては候はで、唯聖道自力の心にて、更に易行と申すべきやうも候はねば、念仏の甲斐なく覚候。されば、又我等こときの者の往生すべきを(31才)もむきにあらず。但以前の两条皆共に外聞憚りおほく候。構て御披露あるべからず候と云々。しかりといへども先師の後事を師なりとこそいひたるに、かほと貴き念仏の奇特を聞ながら、争か註し置て、末代の衆生の見聞に備へざらんや。しかれば今是を記する事、偏に興法利生のころろさしを先として、全く邪見誹謗の難をかへり見ざる処なり。

(二十一) 十六歳の小僧、釈尊の宝前に御圖して一向に念仏する事)

又爰に生年十六歳の小僧あり。此物(31ウ)語どもを聞て後に、人々に語り申すやう、我等も阿弥陀仏を頼て、念仏を申せとも、いまた余行をやむるほどの信心はなし。今此物かたりをきゝて、又念仏の殊勝なる事をよく聴聞するに、日ごろおもひつる事どもは、みなくあやまりなり。今よりは余経をやめて、一向に念仏すべし。それにつき今は御圖までもなき事なれども、猶も我身の信心をかたむる為、本堂に参りて御圖

(32才)をとりておもひ、定めんとおもふなりといひて、すなはち本堂に参り本尊釈迦如来の御前におゐて、永享三年五月二十二日に御圖を三度とるに、是も三度ながら同じく余経やめて一向に念仏せよとの御くじなり。よろこぶ事かぎりなし。されば一切の仏も神も、みなかほとに覚しめす事とは、更に人のしらざるなり。たとひ我とこそおもひよらずとも、かやうの奇特(32ウ)も聞たらば、などやさてはと悟る心のなからんや、何を聞てか、よこしまをひるがへし、何れの時にか正に帰せん。心あらん輩に寄す。努々迷ひをひるかへして、本家に帰り給へ。

南無阿弥陀仏。南無阿弥陀仏。

谷ふかくしほりせて入深山哉
うき世に帰る道は忘ると

遁来て身を奥山の隠家に(33才)

心もすめといふ嵐かな

立よりてかけも移さしなかれては

浮世に出る谷川の水

神も見よ仏もてらせ我がこゝろ

後世ならてねかふ日もなし

世のうさに山をかへぬる隠家を

とはぬは人のなさけなりけり

称名念仏奇特集末終

永享三辛亥年十月十五日 天台沙門隆堯謹書 (33ウ)

右奇特集者、江州淨嚴坊開山隆堯法印之集作也。彼法印者、淨教西方之

先達、末代之明師也。生者、栗本郡河辺郷大蓮坊息。応安三歲正月二十

五日誕生、永和四年九歲、攀登叡峯、初習俗典、修練兼顯密。依之

十乘三諦之月觀念送秋、百界千如花薰修積、歲、大師御本意分明間、欲

行之、雖凝定水、識浪頻動、雖觀心月、妄雲猶覆。法者雖甚深

一、吾機難及、徒疲假名修學、尚不得出離要道、機教相応、凡慮難

明、近對根本中堂本尊、遠詣枝末諸寺靈場、求往生直路、特(34

才)運歩於石山寺靈場、三十三ヶ月之間、祈道心處、応永十一甲申

五月五日午剋、親觀音僧形之体、香御衣著微音、汝所求早為成就物

有、示現在。則三十六歲、本山遁世、栗本郡金勝寺之谷草庵結、一向專

修之勤外、更無余行、仍以自修去行、兼為化他要術。于時貴賤舉

傾、禮敬之頭、催尊重志。就中經論祖釈之中、元祖法然上人之御法語

之抽、簡要二記一卷抄、号念仏安心大要、拔書。彼抄所、掘義理甚深也。

是則末世凡夫行狀、專表下根往生実機者哉。庶幾百世万(34ウ)代克

称名念仏赴易行、別火宅、屈、西利焉。念仏安心大要、形木智恩院

在之。

宝徳元年己巳十二月十二日隆堯法印八十一歲、遷化。可貴可敬者也。

此書者、当寺之雖為三什物、連々依有、懇望令書寫授畢、誠為衆生利

益也而已。

安土金勝山淨嚴院第十一世深譽文廓。

于時 慶安四辛卯歲十月十五日

室町通鯉山町 小嶋弥左衛門梓刊。(三十五才終)